

平成29年第1回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成29年3月14日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（16名）

1番	堀部好秀	3番	鏑本規之
4番	黒田芳弘	5番	船渡洋子
6番	白井悦子	7番	高田文一
8番	高橋勝美	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

---

欠席議員（1名）

2番 江崎達己

---

欠員（1名）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	岡崎誠
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	小野島広人

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内重正	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山田寿成		

---

## 開議の宣告

### ○議長（上谷政明君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きますので、よろしくきょう一日お願いしたいと思います。

議席番号2番 江崎達己君より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場を放送関係者及び職員と議会書記が撮影することを許可しておりますので、報告いたします。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号10番 道下和茂君と11番 中村重光君を指名いたします。

---

## 日程第2 一般質問

### ○議長（上谷政明君）

日程第2、一般質問を行います。

10番 道下和茂君の発言を許します。

10番 道下和茂君。

### ○10番（道下和茂君）

おはようございます。

議長の許可を得ておりますので、根尾地内で見つかっております古代の化石の一部写真を順次お返ししたいと思いますので、議員、執行部の皆様におかれましては、お目通しをお願いしたいと思います。

昨日の答弁で、シカマイアなどの活用をした新たな観光資源の活用を図っていきたくと述べてみえましたが、根尾地内では、こうした古代の化石が数多く産出しております。また、現地のほうへ赴きたいという方がお見えでございましたら、御案内をさせていただきますので申し出てください。

こういうものをそれぞれ回覧するように回しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日最初の質問者として通告に従いまして質問をさせていただきます。

それでは、1番目のジオパークの取り組みについてお尋ねをいたします。

ジオパークの大切なことは、自然遺産の価値とジオパークを利用した教育、普及活動、ツーリズムへの利用があります。

平成28年3月議会で、私は日本の地質、鉱物に関して、特別天然記念物に指定された1割が本市にあることから、こうした根尾谷断層、菊花石と古代化石や淡墨桜、船来山古墳など、重要な景観や史跡、文化の資源を活用し、さまざまな団体がその保全、教育、観光利用に関する活動を行いながら、さらにはジオツーリズムを通して地域の持続可能な発展を活用することは大変有効な方法であり、地形や地質はその場所の生態系に大きく影響をし、その生態系の中に暮らす人々の生活や文化にも大きな影響を与えてまいりました。

ジオパークは、生態学的、考古学的遺産や文化的遺産も活動の対象として含まれております。世界遺産とジオパークの違いでございますが、世界遺産の登録に当たっては、その遺産の価値が専ら評価されるのに対しまして、ジオパークでは審査対象地域にあるその価値に加えて、それをを用いた教育、普及活動、ツーリズムへの活用等、それを実行する体制整備が重要となっております。

認定には、地域一体となった取り組みが必要であり、乗り越えなくてはならないハードルも多くあると思われませんが、しかし、活動が地域の持続可能な発展に結びつくと考え、28年3月議会で市の考えをお尋ねいたしました。その折、市長は、新年度に入りましてから認定に向けた取り組みを早急に進めてまいりたいと述べられており、期待をいたしておりました。そのことを踏まえまして、①の取り組みの進捗状況を企画部長にお尋ねいたします。

#### ○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

#### ○企画部長（大野一彦君）

それでは、ジオパークに対する取り組みの進捗状況につきましてお答えをさせていただきます。

今年度におきまして、企画財政課、産業経済課、総務産業課、社会教育課の職員で構成しますワーキングチームによりまして、活用可能なジオサイトの洗い出しや、先進地であります福井県勝山市、石川県白山市への視察研修を行いまして、ジオパーク認定による効果や認定を受けるために必要となる事項につきまして整理し、本市においてジオパークの認定が可能なのかなど、ジオパークについて調査、研究を行ったところでございます。

本市には、根尾谷断層や菊花石といったジオ（地球）にかかわる豊かな自然遺産や、船来山古墳群などの歴史的な遺産などを数多く有しておりますことから、これら先代から引き継がれました大切な遺産を将来にわたり保護する必要があるとともに、こうした自然遺産などを教育や観光資源として生かすことも重要なこととございまして、そのためにジオパークとして認定を受けることも有効な手段の一つであると考えております。

今年度の調査・研究におきまして、ジオパークの認定を受ける場合に、ジオサイトの内容や事業計画といった書類審査以外に、地域の方々が主体となって組織する地域協議会による自然遺産の保護、活用に関する取り組みの実績が重要視されていること。また、こうした審査を受け認定された

後も、ジオサイトの保全活動やガイド組織の継続性、自立性等について現地審査が行われ、認定取り消しとなる可能性があることなど、ジオパークを持続的に運営するためには、地域住民の皆様の活動なくしては認定及び認定の維持が困難であり、いかに地域の方々による自主的な活動を促進させるかが最も重要なことであるという認識を深めているところでございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいま、いかに住民による自主的な活動を促進させるかが最重要課題と認識を深めたと述べてみえますが、このことは私的にはもう最初から想定できることでもあり、もう少しスピードを持って取り組んでいただきたかったなというふうに思っております。

次に進みます。

平成28年3月議会閉会後の3月28日、29日と先進地の糸魚川市へ視察に行っていました。そのとき感じたこと、お聞きしたことをお話して、本市と比較するなどして思ったことを少しお話しさせていただきます。

糸魚川市は人口約4万4,000人、面積は約746キロ平方メートルで本市の倍の広さがあり、見学ポイントのジオサイトは24カ所あります。本市も貴重な施設や多くの史跡や文化財などがあり、ジオサイトとしての箇所や魅力度も何ら遜色はないかと思えます。ジオサイト間の移動についても、糸魚川市の場合は1時間ぐらいを要します。本市の場合では、大体30分ぐらいでジオサイト間を移動でき、ゼロ泊2食や1泊の観光、組み合わせにより連泊による滞在型の観光ルートも可能であり、また関連する拠点の資料館など、施設は大きな投資も必要なく利用が可能です。

行政とジオパークの関係でございますが、糸魚川市は、世界ジオパークを目指すことを表明し、トップダウンで取り組みが始まりました。科学スタッフ5名、技術スタッフ1名、行政スタッフ8名から組織されるジオパーク推進室があり、7億円余りで大規模施設改修を行った施設のフォッサマグナミュージアムと一体となり活動を行っております。ミュージアムには3名の学芸員がおり、観光客はミュージアムに来て学芸員の話の聞いたり、また館内を見学した後にジオサイトの見学に向かいます。

本市においては、断層観察館やさくら資料館で地震時の様子や菊花石、古代の化石、淡墨桜の保護などの話を聞いてから、ジオサイトへ見学に向かうコースが想定できます。さらに、現在取り組んでいます森林セラピー事業のセラピーロードとジオサイトを活用したジオロードを合わせれば、相乗効果も期待できると考えております。

また、ジオツーリズムへの利用については、場所の自然価値が高いことはもちろん大切ですが、その価値を訪れた人にきちんと説明できることが求められます。つまり、ガイドの養成が大切で、魅力がありストーリー性があることと、住民の認知度が高いことが必要でございます。いかに、すばらしさを訪れた人々に伝えるかが重要となります。

糸魚川市では学芸員が地域を回り、地質、地形についてのガイド講習会を行っており、ジオパーク検定に合格した者が有償、無償のボランティアを行います。検定には、小学生から高齢の方まで多くの方が合格を目指し受験され、そのためのジオパーク検定問題集、ジオパーク攻略本などもあり、全市を挙げてジオパークを活用した観光誘客などに取り組んでおります。それには推進協議会を発足させ、講習会やガイド養成と、いかに地域住民にジオパークの理解とかかわりを深めていただくかが大切なこととあります。

その場所に行ってきたいとか、わあ、すごいとか言うだけで終わるのではなく、そこに何億年前はこうであったといった時間軸が加わることで、違った見方がしてまいります。本市でも、観光協会や根尾中学校の生徒により淡墨桜の語り部の活動が行われており、この活動をさらにジオパーク関係に広げていくことが必要なことと思います。

糸魚川市ではジオサイトの24カ所にちなみ、24種類の御当地井、ジオ井やジオサイトをイメージした各種お土産などが販売されており、訪れた人はジオタクシーでジオサイトをめぐることができます。世界ジオパークに登録されたことによりまして、観光宣伝効果、交流人口の増加による経済効果、雇用の創出、若者の定着、郷土愛を持つ人づくり、市民の一体感など、意識改革にもつながる効果を上げてみえました。このように、認定されますと本市の自然遺産や活用できる資源を使って、教育、語り部など、さらに磨きをかけ発信すれば本県の観光に大きなプラスとなり、さまざまな相乗効果が期待でき、活性化に有効な手法と考えております。

28年の質問から1年が経過し、29年度予算要望でも取り組みの推進を図るための推進実行委員会の立ち上げを要望しました。そこで、これからの具体的な取り組み計画について企画部長にお尋ねをいたします。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、ジオパークの具体的な取り組みの計画につきましてお答えをさせていただきます。

ジオパークの認定を受け、さらには維持発展をさせていくためには、先ほども御答弁申し上げましたようにクリアしなければならない多くの課題がございます。

具体的には、地域の方々が主体となって市や商工会、観光協会、また教育機関等と連携をとり、地域協議会などの活動主体を構成し、地域の方々によりジオに関する地域の自然・文化遺産の保護や教育、研究に活用することが求められておりまして、主に保護を目的とする世界遺産以上に越えるハードルは高いと言われております。

こうした地域住民による保護、活用をいかに促進し、持続させるかが重要な課題でありますことから、議員からいろいろ具体的な御提案をいただきましたが、そのような取り組みがどうすれば実現できるかなど、今後はしっかりと課題を整理し、その可能性を含めそうした取り組みを促進させる有効な方策等につきまして、行政だけではなく、将来主体となっていただく地域の方々にも参画

いただき、仮称ではございますが「ジオパーク構想研究会」というような組織を立ち上げ、地域の皆様と一緒に学術経験者の御意見をお聞きしたり、また成功したところ、失敗したところへの視察研修等を踏まえ、しっかりと調査・研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいま世界遺産よりハードルが高いと申されたと思いますが、私は逆ではないかと思うんですが、それはそれといたしまして、新規事業の場合、その事業にかかわるハードルが高いとか、ハードルがあるのは当然のことでございます。

主体となる地域の方々も参画いただき、（仮称）ジオパーク構想研究会を立ち上げますとの御答弁でございます。ようやく一步進んだのかなと思い、ただし、その歩みが少し遅いのではないかなとも思います。立ち上げ時期といたしまして、新年度の早いときと解釈してよろしいですか。

○議長（上谷政明君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

このジオパーク構想研究会の立ち上げに向けまして、まずはどういうメンバーで、どれくらいの人数で構成するのがいいのかといったようなことを関係団体などの御意見を参考に、今議員が申されましたようにできるだけ早い時期に立ち上げてまいりたいというふうには考えております。

[10番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

よろしく申し上げます。

次に③の教育についてでございますが、糸魚川市では、学芸員が学校を回り出前授業を行ったり、地域を回り講習会を開いて糸魚川の地質、地形を教えたりしております。そうしたことにより、子どもたちも地域に住んでいる人たちも糸魚川に住んでよかった、こんなよいところなのだ、郷土愛の育成にもつながっていると話されており、そうしたことが近隣地域の子どもたちより自分の地域が好きな子どもが、統計上多いそうでございます。

また、教育委員会では、小・中・高での身近なジオサイトを利用した体験型の教育プランをつくり、活用されております。また、ある自治体では科学技術振興機構の支援制度を取り入れ、大学の先生が出前授業を行うSPP、いわゆるサイエンス・パートナーシップ・プロジェクトの活用により、小・中学校理科で地学の授業、体験型学習を行いながらジオパークとのかかわりを持つ取り組みを行っている自治体もございます。

このSPP制度は、現在、新規受け付けはされておきませんが、類似制度の活用や新年度予算に理科専門指導員配置事業が一般財源で計上されておきます。本巢市におきましても、ぜひ身近なジオサイトを活用した地学も大学や専門家などとの連携により、小・中学校理科で身近なジオサイトを利用した授業、体験学習を取り入れる考えを教育長にお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

ジオサイトを利用した授業、体験型学習についてお答えします。

本巢市には、国指定の天然記念物、淡墨桜を初め、国指定の特別天然記念物、根尾谷断層や菊花石など世界的にも貴重な自然遺産があります。子どもたちには、ぜひこうした貴重な自然遺産を後世に引き継いでいってもらいたいと願っています。そのためには、こうした自然遺産について学ぶ場を意図的に設け、その価値に気づかせていくことが重要です。

例えば根尾谷断層は、全国版の中学校理科の教科書に紹介されていますが、やはり実際に断層面に向かい、6メートルという高さをその場で実感しなければ、地震のエネルギーのすさまじさはなかなか理解できないものです。現行の学習指導要領でも、実感を伴った理解の大切さが説かれているように、物の価値を捉えるには、こうした体験的な学習こそが大切です。

このような考えのもと、本市では、ほぼ全ての小学校高学年が根尾谷地震断層観察館を訪れ、断層を実際に観察することにしてあります。また、3Dシアターで実際に揺れを体感し、実感を伴って濃尾地震の規模の大きさや防災教育の大切さについて学んでいます。

今後は、子どもたちが持っている才能を見つけ、また伸ばすという視点からも、根尾谷断層や菊花石、シカマイアの化石などジオに興味を持つ子どもたちを対象に、博物館の学芸員や学力向上サポーターなどを活用し、専門的な講座の開催について検討していきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

よろしく申し上げます。

答弁は要りませんが、ジオパークに関連しますので申し上げておきたいと思っております。

文化財の所管は教育委員会でございます。国指定、市指定で菊花石、古代化石の一部が指定石とされていますが、ほかの文化財の箇所は表示が設けてございますが、この2カ所にはどういった理由があるのかわかりませんが、表示はありません。ぜひ表示されること、またさくら資料館に化石展示コーナーを設けることを申し上げておきます。

次に進みます。

次に、④についてお尋ねをいたします。

先ほどの部長答弁では、まずジオパーク構想研究会を立ち上げ、研究していきたいという御答弁だったかと思いますが、それも手法の一つかと思います。

本市がジオパーク認定を目指す手法は、2つの手法があると考えます。1つは、認定に向けて地域住民の積極的に推進協議会の発足に向け、自主的な活動を初め、市長が積極的に支援し、同時に市役所が組織として支援しながら認定を目指す方法。1つは、準会員の登録を済ませ、官主導で推進協議会を発足させ、住民意識の啓発を行いながら認定を目指す方法。この2つがあると思いますが、この準会員の登録でございますが、これは年間10万円、正会員で年間20万円の会費が必要ですが、準会員に登録をすることによりまして、この準会員は難しい審査もなく退会も自由かと思えます。準会員に登録することで、いろいろな関係情報が入ってくることと、それ以上に「ジオパーク構想推進のまち」として宣伝効果や認定条件の一つでもございます地域住民の認知度の高揚にもつながり、効果が期待できます。

また、日本地質学会ジオパーク支援委員会が認定を目指している地域への学術支援はもとより、ふさわしい地域の開拓など、学術的に側面から相談に応じてくれます。部長のジオパーク構想研究会を設ける答弁をいただき、構想に向け第一歩が踏み出せると考えます。しかし、昨年度の市長答弁から一歩後退した感もございますので、研究会は既に終わり、次のステップに進んでいるのが望ましいかと思えます。

私の考え方としましては、ジオパークの認定を目指すのであれば、専門家による学術支援が必要で、活用できるものは活用することも大切なことと考えております。まず準会員となり、産・官・学・地域で構成する実行委員会か協議会を設けることが必要と思っておりますので、市長に準会員に登録し、（仮称）ジオパーク構想推進実行委員会を設ける考えをお尋ねいたします。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、ジオパークの取り組みにつきましても準会員に登録して取り組むべきじゃないだろうかというお話でございます。

先ほど来、企画部長のほうから構想研究会ということを立て上げてやるということで、御答弁を申し上げております。何と云っても、先ほど企画部長が御答弁申し上げましたように、これから長くやっていくためには、何と云っても地域の方々の理解、協力というのが不可欠だというふうに私も認識いたしております。やはり地域の方々を巻き込んだ形でこの構想の推進を進めていくということが私は大事だということでありまして、ぜひ、先ほど来お話がありますような準会員云々、準会員になるのはすぐできる話ですので、そんな形云々よりかは、まず本当に地域で、そして皆さん方、地域の方々がこういった御理解、御協力、そしてまた地域の方々が、これから引き続き本当にしっかりした活動をやって維持できるかということのほうにやっぱり大事でありますので、まずそこをしっかりと確認するというところで、地域の方を巻き込んだ構想研究会ということをやっている

くというふうで進めていきたいなと思っています。

それと同時に、先ほどちょっとお話で、研究者や専門家の御意見云々とありますけれども、先ほど企画部長が御答弁申し上げましたように、構想研究会の中で専門家の方々のお話を聞いたり、それから先進地と一緒にって見に行ったりして、成功例、失敗例等々、どういうところに注意しながらやっていかなきゃいけないかというようなことをお互いの認識をしていくということが大事なことでありますので、そういったことを手順を踏まえながら、この構想を推進していきたいというふうに思っております。

その結果、よし、みんなでやると機運がしっかり固まっていけば、私が前から申し上げておりますように、この実現に向けて全面的な御支援をしていきたいと思っておりますし、市としてできることは一生懸命取り組んでいくということにしていきたいというふうに思っております。

[10番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

市長のお考えをお聞きしました。企画部長もそういうことでございますが、私どももこの構想が現実となるよう、地域の皆様とともどもにいろいろ頑張ってまいりたいなというふうに思っております。ぜひとも、これは構想を実現させて、この地域の活性化に結びつけていきたいなと考えておりますので、行政の積極的な御支援をよろしく願いをいたしまして、次に進みます。

2番目の北部地域の道路行政についてお尋ねをいたします。

本市の北部地域では、これまでも過疎対策として関係者の温かい御理解のもと、さまざまな施策が取り組まれてまいりましたが、過疎化はどんどん進んでおり、非常に閉塞感もございます。転出によります人口の減少も顕著な状況であります。住民意識や少子化などの問題も要因です。道路整備のおくれも交流人口減少の一因となっておりますことは事実であり、道路整備が喫緊の課題と考えております。

あかすの国道とか、川の上を走る国道とか、落ちたら死ぬぞというような看板も見かけられ、さまざまな比喩した言葉も生まれております。こうした通行禁止や狭小部分の改良が、ドライバーや地域住民などから強く望まれております。道路整備については、今までも何度も要望を一般質問などを行い、29年度要望も行いました。当然、管理者が県でありますので、県へ要望しますの回答になろうかと思いますが、回答はいつも同じようなことで余り進展がなかったのかなというふうに思っております。そういったことから、整備計画が進んでいるのか、今までの経緯などを踏まえながら現状についてお尋ねをいたします。

まず、①の国道157号線、418号線について、産業建設部長にお尋ねしますが、国道157号、国道418号線を整備することは、観光交流などを促進され、北部地域の活性化や経済効果、道路安全面からも住民は大きな期待を寄せております。国道157号を北上し、根尾分庁舎までの未改良区間の兎谷は、一部地権者との交渉が持たれ一歩前進したと聞いておりますが、視界の悪い一部の道路を

かさ上げ、排水機能の確保の工事着手時期はいつごろとなる予定なのか、まずお聞きしますのと、それから共有部分の用地解決の見通しは立っておるのかと。また、門脇バイパス以北の工事着手時期はいつごろとなりますか。

それともう一つ、国道418号線については、代替案として迂回ルートを検討がされ、五、六年経過しているかと思いますが、その後進展はございましたか、お尋ねをいたします。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

**○産業建設部長（青木幹根君）**

それでは、議員御質問の国道157号と国道418号についてお答えをさせていただきます。

国道157号兎谷工区は、谷の前後を含めて幅員狭小で道路縦断が一部急なため、車両のすれ違いや対向車の確認がしにくいこと、降雨時の冠水などの課題がございます。しかし、谷の北側の共有地の取得が困難であることや地権者との交渉が難航しておりまして、完成形での改良は非常に困難な状況でございます。そこで、谷の南側において、県が道路縦断を改良するよう計画をしており、工事着手は来年度以降になるとお聞きしております。これにより、視距の確保と道路の冠水が解消されることを期待しているところでございます。

門脇以北の根尾長嶺工区については、昨年3月に地元説明会を行いまして、今年度用地測量を実施しています。来年度は補償物件調査を実施する予定でございます。その後用地買収を進め、用地買収の状況等にもよりますが、順次工事着手することとお聞きしております。

続きまして、国道418号奥谷工区につきましては、当初計画では用地買収が非常に困難な場所もあったということでございまして、平成26年度に一部ルートの見直しを行いました。この案についても用地買収が必要なため地権者と交渉を行っておりますが、現在難航している状況でございます。

市としましても、今後も引き続き県と協力しながら地権者の承諾が得られるよう交渉を行い、事業促進に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

**○議長（上谷政明君）**

道下和茂君。

**○10番（道下和茂君）**

今御答弁を聞きまして、特に先ほど申し上げました根尾分庁舎までの間の兎谷でございますが、この件につきましては、いろいろ水がたまるとか、見通しが悪いとかいうことで、いろいろ今までも何度も何度も安全面から改良を県のほうへ要望してきました。その都度その都度、今にもやるようなことは言っていただけますが、なかなか今日まで行われなかったというような経緯もございます。そういうことを踏まえまして、来年以降という今御答弁でございますが、やはり来年度工事着手をしていただくということを強く要望をしていただきたいというふうに思っております。

それと、ちょうど橋がある部分と、それからその橋の北側ですが、これは今お聞きするとどうも話がまだついていないようでございますが、橋の部分につきましても思い切った手法を一つ用いないと、これはいつまでたっても私は解決しないというふうに考えておりますので、いろいろな方法を検討して思い切った方法で解決するような方向性を一つ見出していただきたいなというふうに思いまして、次に進みます。

②の県道根尾藤橋線（馬坂トンネル）について産業建設部長にお尋ねいたします。

岐阜県と福井県を結ぶ冠山トンネルは、新年度7月に掘削部分の貫通が予定されており、着々と工事が進んでいると私は聞いておりますが、岐阜県域と福井県の最短距離で結ぶ路線、西美濃を周遊する広域観光道路や国道417号の緊急迂回路線として、馬坂トンネルの整備に北部地域住民は大きな期待をいたしております。以前にも多くの住民が連署で要望書も提出いたしております。こうした願いを夢と終わらせるのではなくして、一日でも早い整備が望まれるため、これからの整備計画状況を産業建設部長にお尋ねいたします。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

**○産業建設部長（青木幹根君）**

それでは、御質問の県道藤橋根尾線馬坂トンネルについてお答えをさせていただきます。

現在、国が整備を進めている国道417号線冠山峠の道路の整備によりまして、岐阜県と福井県が直接つながった際には、本巣市にとっても大きな効果があると期待しているところでございます。なお、冠山峠道路の岐阜県側と岐阜県、福井県境の各トンネルにつきましては、現在の進捗状況につきましては、ともに半分程度掘削が進んでいる状況でございます。

県道藤橋根尾線は、揖斐川町徳山から本巣市根尾門脇に至る延長15キロメートルの路線で、本市と揖斐川町をつなぎ本市にとって重要な路線と捉えておりまして、冠山峠道路の整備効果を本市にもたらしよう当路線の整備について関係方面にも要望活動を実施しているところでございます。

当路線の状況につきましては、今年度、県において現状把握のための調査が実施されておりますので、来年度以降も調査を実施していただけるよう引き続き要望活動を実施したいと思っております。よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

**○議長（上谷政明君）**

道下和茂君。

**○10番（道下和茂君）**

市長にお尋ねをいたします。

28年度、ルート調査、29年度にルートを決定、30年度、設計を計画されていることのお話が伝わってきます。あくまで計画であり、計画は未定でございます。これはこれといたしまして、そうなれば大変喜ばしいことかと思っておりますが、ぜひ市長におかれましては、あらゆる機会を捉えまして要

望を行っていただくことを強くお願いし、市長のこの路線に対しての思いとお考えをお尋ねいたします。

○議長（上谷政明君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、県道藤橋根尾線についてのお尋ねでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

この県道藤橋根尾線の整備についてということは、前も何回も議会でも御質問があつて、その都度いろいろお答えしてきております。私もこの県道藤橋根尾線、これはしっかりしていかなきゃいけないということで、隣の揖斐川町と、前の町長ともお話し合いのもとに道路整備促進の協議会を今、立ち上げたところでもあります。今後は、揖斐川町と一緒に県道藤橋根尾線をしっかりと整備していこうということで協議会もつくって、今、進めているところでもございます。

この効果につきましては、先ほど来、部長のほうからお答えを申し上げておりますように、冠山峠の道路が417側から抜けてきますと、まさしくこの県道藤橋根尾線というのは我々岐阜県の中でもいわゆる岐阜地域に入ってくる最短の道路になると。417はそのまま南に下がっていきますと西濃地域のほうに行くわけですが、冠山とか抜けてきて今の県道藤橋根尾線というのは、まさしく我々が住んでおりますこの岐阜地域のほうへ来る、しかもいい道路の整備になってくるということで、また人の流れもこちらのほうへ大きく、福井県のほうから抜けてくる大きな道路になるというふうに期待をしております、私ども少しでも早く、しっかりと道路整備をして市民の方々にとっても安全・安心な道路になるような方向で、ぜひ進めていきたいと思っております。

先ほど、ちょっと道下議員のほうからお話がありました今年度、来年度、調査をして30年から云々という、そういう計画というのは本当にそういう方向に動いているのかどうかというのは、まだ確認はできませんけれども、我々の気持ちは一年でも早く冠山峠道路が抜けてくる時にあわせて、何とかそれに、開通したときにそう大きなおくれのない形の中で、この道路がうまく整備ができておれば大変ありがたいということで、今、私どもも要望のときにいつも申し上げているのは、冠山峠道路の整備とあわせて、この県道藤橋根尾線の整備をお願いしたいということは口を酸っぱくして県のほうには会うたびにお話を申し上げております。

ぜひ、これから皆さん方の御支援、御協力をいただいて、県にしっかりとこういった地元の声を引き続き届けていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

[10番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

次に、3番目に移ります。

県道根尾谷汲大野線について、産業建設部長にお尋ねをいたします。

県道根尾谷汲大野線は、災害緊急時の国道157号線迂回道路としての整備が必要です。昨年12月に要望事項を出しましたが、そのときのお答えが、該当区間の用地買収、工事実施に向けて要望すると回答を得ておりますが、現在具体的に改良箇所があり、用地交渉が行われていますか。要望するとなりますと、どの付近をまず要望されるのかお尋ねをいたします。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

**○産業建設部長（青木幹根君）**

それでは、議員御質問の県道根尾谷汲大野線についてお答えをさせていただきます。

県道根尾谷汲大野線は、本巢市根尾上大須から大野町稲富に至る延長32キロメートルの路線でございます。根尾高尾から揖斐川町境までの区間は、議員が御指摘をいただいたとおり国道157号の迂回路として重要な区間と考えております。

この区間のうち、根尾宇津志地内と根尾高尾地内の2カ所は、幅員狭小のため県において整備をしていただくよう要望しているところでございまして、根尾宇津志地内においては設計が完了しており、次年度以降用地測量を実施する予定でございまして、その後、用地買収、工事着手をしていただけるとお聞きしている状況でございまして、一方で根尾高尾地内につきましては、根尾宇津志地内の進捗状況を見ながら進めていただくこととなると思っております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

**○議長（上谷政明君）**

道下和茂君。

**○10番（道下和茂君）**

次に、4番目の主要地方道関本巢線について産業建設部長にお尋ねをいたします。

主要地方道関本巢線は、市北部地域の緊急搬送路線であり、将来は東海環状自動車道高富インターを利用した観光交流路線ともなります。現在も工事が部分的に金坂峠で行われておりますが、早期の整備が望まれておるため、用地問題は解決しているのかお尋ねをいたします。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

**○産業建設部長（青木幹根君）**

議員御質問の県道関本巢線についてお答えをさせていただきます。

県道関本巢線は、関市小屋名から本巢市金原をつなぐ延長約25キロメートルの路線でございまして、本市にとっては北部地域から岐阜市に至る重要な路線でございます。

平成25年度に県において金坂峠から国道157号交差点の間を事業化しまして、用地買収と工事を実施していただいたところでございます。用地については、峠部の2筆を残して買収が済んでいる状況でございます。この2筆については相続人が多く、その整理に時間を要することから、買収に

は時間がかかると思われるところでございます。

工事については、平成26年に国道と交差点から約400メートルの区間は完成し、その後も引き続き工事を実施していただいております、今年度も峠西から約50メートルの区間の工事に着手していただきました。

本路線だけでなく、国道157号や418号など北部地域の各路線については、県と協力しながら用地困難箇所の解消に努めるとともに、整備が進められるようさまざまな機会を捉えて県に要望していきたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

それぞれの路線につきまして、いろいろ御説明を賜り感謝をする次第でございます。

今回、一般質問で取り上げました路線は、いずれも用地問題がどうもネックになっているようでございますが、用地困難な箇所につきましては、該当自治会などの協力を得ながらいろいろな手法を検討するなどして、積極的に取り組んでいただくことを強く要望して、私の質問を全て終わります。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

続きまして、13番 若原敏郎君の発言を許します。

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

議長の許可をいただきましたので、与えられた時間内で質問をさせていただきます。

その前に、先日の3月11日には、本巢市においても東日本大震災が発災した時間に合わせ黙祷が行われました。その時間、私の菩提寺でもある光明寺では、忘れな鐘として毎年お参りが行われております。同胞の皆さんと一緒に参加をしてきました。今回その中で、揖斐郡池田町のフリーカメラマンと言われる大西さんという方だったと思いますが、制作された東松島市の被災地で地震や津波被害にあわれた被災者の人たちの体験から、またその後の避難生活の現実を家族と生死を分けたそのドキュメンタリー映画が制作されたものが上映されました。復興にはまだまだ長く時間がかかりそうな現実を見ますと、つらい思いで見させていただきました。

あれから6年が過ぎ、東日本大震災と福島第一原発事故では、今なお犠牲になられた死者、行方不明者は1万8,446人と新聞に書かれておられて、避難生活者は12万3,000人以上とのことです。そして、この避難者の言葉からいまだに先が見えない状況だと知り、同じ日本人でありながらつらい思いをしてみえることを本当に忘れてはいけない気持ちでいっぱいです。

また、自分にできる支援はしないといけないなど改めて感じた次第であります。改めて、被災者の方にお見舞いを申し上げます。

また、昨日は同僚議員ががん対策について質問されておりましたが、私の近所に住む先輩の方が、

一緒に小さいころから遊んだり、大人になっても仕事のことでいろいろアドバイスを受けてもらった先輩が、がんで亡くなりまして、仕事が忙しくてなかなか検診に行けなかったのかもしれませんが、気がついたときには手おくれで、今まさにこの時間、葬儀が行われているということでありませぬ。昨日の同僚議員のがん対策の質問のように、しっかり市の支援もしていただきたいし、みずから検診を受ける必要があるなど、こんなことを感じておりました。

それでは、通告に従い3点について質問をいたします。

1番目の質問であります、次期都市計画への取り組みについてを質問いたします。

本巣市都市計画マスタープランは、おおむね10年を目途に策定されていたと思いますが、社会情勢の急激な変化に伴い、今後は大きく都市計画の変更が必要となりました。東海環状自動車道の開通が目前に迫り、大野神戸インター周辺はインターチェンジの工事に加え、県道岐阜関ヶ原線の4車線化も着々と進み、西のほうでは近鉄揖斐線の道路と交差するところの高架の工事が片側完成しまして、現在は通れるようになっております。

また、大野町の道の駅の建設工事やインターへのアクセス道路の拡幅で、本当に工事ラッシュの様相であります。岐阜関ヶ原線の4車線化も本巣市内の樽見鉄道の高架工事が着手される見通しがつけば、道路の沿線、また周辺の本巣市にとっては商業、工業の適地となることは間違いありません。本巣市も大野神戸インター、また（仮称）糸貫インターの2つのインターを最大限に利用し、将来の本巣市構想をしなければならぬと考え、今回の都市計画構造の見直しは非常に重要と考えております。

そこでの質問であります、現在の進捗状況と都市計画の改定が適用されるのは今後何年からかという質問をいたします。

#### ○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

#### ○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、議員御質問の現在の進捗と都市計画の改定が適用されるのは何年からかについて、お答えをさせていただきます。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定されている市町村の都市計画に関する基本的な方針でございます。現在のマスタープランは、合併後の本巣市の都市計画の方針を示すものとしまして、平成27年度を目標年次として平成20年2月に策定をしております。その後、このマスタープランに基づき、平成22年8月には新たに本巣都市計画区域を創設しまして、適正な土地利用のためのルールづくりと宅地、工場用地、商業用地の集積を進めてまいりました。

近年では、東海環状自動車の整備が進み、それに関連して屋井工業団地も完売するなど都市構造の変化が見込まれるため、平成27年度よりマスタープランの改定作業を実施しているところでございます。

現在の進捗状況としましては、本年度、市民・企業を対象としたアンケート調査を実施しており、

その意見も参考にしまして、マスタープランの導入編及び全体構想編の素案を取りまとめ、先月には中間報告の形で都市計画審議会を開催いたしました。来年度は地域別構想の素案を取りまとめ、住民説明会、パブリックコメントを経て、都市計画審議会の審議・答申、また議会承認をいただきまして、新たな本巢市マスタープランとして決定したいという予定でございます。

また、新たな企業誘致のため、既存の工業団地周辺において適地を選定しまして、平成30年度には特定用途制限地域の見直しを行う予定でございます。さらに平成32年度には、県が改定する都市計画区域マスタープランに合わせ、必要な都市計画の変更、決定手続を行う予定でございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

再質問をしますが、東海環状自動車道の開通の見通しが立って、インター周辺の企業の要望が強い地域があると聞いておりますが、今の最後に出てきた平成32年に県の改定に合わせて最終決定をするというふうにお聞きをしましたが、前回の都市計画では都市構造の構成で田園居住区域となっていたところに新たな要望が出てきたように聞いておりますが、今後の県の改定ではまだまだ時間がかかりますが、そのことはどう考えておられるのでしょうか。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

先ほども答弁をさせていただいたところでございますが、平成30年度には特定用途制限地域を見直したいということでございますが、この思いでございますけれども、現在工場用地というのは市内にございませんので、新たな企業誘致に向けた用地の確保については、工場等が建築できる用途というのは現在では準工業地域、それから特定用途制限地域の中の産業誘導地区でないといけない。その中には、まとまった土地がない状況でございますので、それ以外の地域において用途を確保する必要があるという状況でございます。

現在の規定ではできませんが、既存の工場団地の周辺において、一団の土地が確保できる地区が候補地と選定させていただきまして、必要な手続を行っていくことによりまして、一応そのあたりで新たな企業誘致ができるということもございますので、平成30年度、特定用途制限地域を見直すわけでございますので、それまでに準備を進めていきたいというように思っている状況でございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

企業からの要望というのは、やはりタイミングが大事だと、こんなことも思います。景気が上向きに行っているときは、企業は工場の拡張を図り、また景気が悪くなればちょっと見直すとかいう話になりますので、できるだけ早々に進めていただくのがいいかなとも思います。

本巢市の発展のためには、やはり商業も工業も発展しなければならないということを考えております。よろしく申し上げます。

次に行きますが、特にインターチェンジ近くにはまだまだ開発できる用地が十分残っておりますが、今後の構想次第では本巢市の将来が変わってしまうところに来ているのではないかと考えております。

糸貫インターから屋井工業団地周辺と、南部で言えば関ヶ原線沿いの大野神戸インターに近いところは特に期待ができると考えておりますが、そこには商業地、工業地、農用地が交錯するところでありますので、そのインター周辺の今後の改定の方向性を伺いたいと思います。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

**○産業建設部長（青木幹根君）**

それでは、商業地、工業地、農業地が交錯するインター周辺の改定の方向性についてお答えをさせていただきます。

インターチェンジ及びパーキングエリア周辺の土地利用については、都市計画道路長良糸貫線沿いを除きまして、特定用途制限地域の田園居住地区であるため、用途上、大規模な店舗や工場等は建築できない状況でございます。また、農業振興地域内の農用地区域にも指定されているため、基本的には開発はできません。

こうした状況に対応するため、まず企業の立地需要をはかるべく、平成28年8月に企業を対象にアンケート調査を実施し、64社より回答を得ました。その結果、事業適地として重視するポイントとしまして、高速道路のインターチェンジに近いという回答が最も多く、次いで適正規模の用地確保の容易性、地価・賃料が安いといった意見がありました。また、使用用途としまして、工場、流通倉庫という回答もありました。こうした結果、インターチェンジ周辺のニーズが大変高いものでございまして、工業系の利用集積を図ることが適当であると考えております。

今年度、都市計画マスタープランの改定に合わせて、関係各課によるインターチェンジ周辺まちづくり構想検討会議を開催しておりまして、課題の整理や実現に向けた方向性の検討を進めています。来年度も引き続き検討を行い、その結論について都市計画マスタープランに盛り込みながら、構想の実現に向けて進めてまいりたいと思います。以上でございます。

[13番議員挙手]

**○議長（上谷政明君）**

若原敏郎君。

**○13番（若原敏郎君）**

大体のところはよくわかりました。今後進めていくということでもあります。

次に行きます。

市長に伺います。

昨年の8月に市民アンケートがあったと思いますが、市民の大方の意見は今の本巢市への期待するところは、今後のまちづくりには公共交通の充実や安全な居住空間、災害に強いまちづくり、企業誘致も必要ですが、市民は緑の田園風景も残してほしい等々の本音が回答にあったと思います。インターチェンジ、パーキングエリア周辺は広大な優良農地がありますが、企業のニーズも高い今の状況では本当にぜいたくな選択かもわかりませんが、次期都市計画に当たり市長の考えをお聞きしたいと思います。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、都市計画、今の取り組みについての私の考えはというお話でございます。

先ほど来、部長のほうから今現在進めておりますマスタープランの改定作業等々の御説明をずっと今、申し上げさせていただきました。また、どういう目的で今回マスタープランの改正をやっているかということも御説明を申し上げました。

現在のマスタープランというのは、まだ合併してすぐのときの、まだ緒についたときの間もないときのまちの中において、都市を見た関係でのとりあえずマスタープラン、こういう形でやっつけようということでスタートいたしました。これから7年たちまして、9年目に入っていますけれども、改定作業が必要だということで、とにかくその後の状況変化によってということで、一昨年、27年から改定作業の見直しをしております、今年度、そしてまた新年度29年もやっていくということで、今マスタープランの改定作業をしているところでございます。

今、マスタープランの改定は、まさしく部長のお答えいたしましたように、原因は今進行している都市構造の変化というのをちゃんと見据えた、いわゆる一つの10年たったまちの基盤がこれから整ってきたということで、これから次のまた10年に向かって、またしっかりとしたまちづくりをしていこうということで、今現在マスタープランの改定作業をしているということでございます。と同時に、先ほど来いろいろお話がございましたように、次のまた10年の土地利用の形態を決定する大事な次の10年の計画にもなるということでもございます。先ほど来いろいろお話がありますように、この土地利用が大体ある程度固まりますと、そこにいろんなものをやろうとしたときにかなりの規制がかかってくるということで、工場の問題、それから流通団地の問題、商業地の問題等々がそこで規制がかかってくるということで、そういうことを想定しながら将来の次の10年の土地利用というのをしっかりと決定していく必要があるんじゃないだろうかというふうに思っております。

また、先ほど若原議員のほうからお話がありましたように、市民の皆さん方はこうした都市化の問題とあわせて、先ほどおっしゃいましたように、ぜいたくな悩みだというお話もありますけれど

も、やっぱり緑も豊かな、そして空気もきれい、水もきれい、自然景観のすぐれた中にまたいいまちの都市環境を整備しよう、お互い2つの整備をしていただいて、その中で住みたいと。そういう環境の中に住みたいというのが市民の皆様方の御意見でもあります。

ということで、合併してから景観計画なども策定させていただきまして、いわゆる景観にも配慮をしながら、いろんな変なものが建たないようにまちづくりの一つとして景観計画というのも策定させていただいております。景観計画に基づく規制もしながら、そしてまた今後もまちの都市化の進展に対応して、それをまたむげに開発しないということじゃなくて、しっかりと開発もしながら、先ほど申し上げた市民の皆様方が求めている自然も残しながら、また開発もしていくような、そんな2つを同時に、二兎を追う者は一途をも得ずと言われることのないように、2つをうまく調和をとりながら進めていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今現在マスタープランの改定作業中でございます。今議会の皆様方の議論、昨日来いろいろ御議論がございます。そういった議会の議論、それからまたこれから審議会、それからまた市民の皆様方への御意見を聞くような場という説明会等々もこれからどんどん出てまいります。そういった市民の皆様方の声も十分お聞きしながら、次の10年の都市基本にもなりますマスタープラン、そしてそれを受けての都市計画の決定というのにしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、東海環状のお話、先ほど若原議員のほうからありますように、大野神戸インター、それから仮称でございますけれども糸貫インターといったものができてくるということで、2つのインターチェンジがすぐ近くにあると。そしてまた、そこにパーキングエリアもあるということで、この3つをうまく使いながら、ここにやっぱり産業の活性化、産業振興ということもしっかり取り組んでいかなきゃいけないということで、企業誘致のできる用地もしっかりと確保しながら、また商業のできる用地もしっかり確保しながら、都市構造の変化というのにしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

市長には、重要なかじ取りをしていただいておりますし、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

昨日も出ましたが、本巢市は東洋経済新聞の全国の住みよさランキングで、前回12位から9位になったということを知りました。これは大きな都市は条件が不利なので、本巢市のように3万、4万、5万ぐらいの都市が有利にされておりますが、住みよいまち日本一を目指すこの本巢市にとっては、このマスタープランによって工場誘致もできれば、また市長の言われるパーキングの北の防災公園となる都市公園が整備されれば、席田北の公園も都市公園にされるということになっておりますが、快適度がアップし、これは本巢市にとってはその快適度がよくなかったということであり

ます。

また、裕福度というのが、税収が悪く財政力が低いと裕福度がよくないということで、さらなる工業団地ができれば裕福度もアップしてきて、上位を目指せるんじゃないかということを感じております。大変な都市計画マスタープランの改定でありますので、ぜひともいい計画をつくっていただいて、すばらしい本巢市をつくっていただきたいなど。今が本当にチャンスかもしれないので、いいマスタープラン、都市計画をつくっていただきたいということをお願いして、この質問は終わりたいと思います。

2番目の質問に行きます。

魅力ある本巢市づくりについてを質問いたしたいと思います。

地方創生のまちづくりが全国で話題になり、そのまちならではの特色のある魅力発信が行われているところであります。ふるさと応援寄附金が大幅に増大しているように、魅力あるまちは注目されていますが、地方の競争の激化は異常でないかと心配するほど地方創生に全国が躍起になっておるところであります。

そうした中で、本巢市においても地方創生の本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略で、平成27年から32年の期限限定の中、地方のまちとして人口減少の歯どめをかけるべく施策を今後打っていかねばならないと感じております。

そこで、中間点として本巢市の成果と今後の施策をお尋ねしたいと思いますが、漠然と質問をしても答えがなかなか難しいと思いますので、まず移住・定住事業の成果と今後の見通しについて、また来年度補助金も増額されることになっておりますので、お聞きしたいと思います。平成29年度予算で、移住・定住の中に補助金増額がされていたように、市町の人口減少は重要な課題となってきた、これは子育て支援とセットで外から市内への移住・定住者を募り、少しでも減少を食い止めたいところでもありますので、特に私が住んでいる市の南部ではまだまだ新築分譲住宅ができて、市外から移ってこられる方が多く見えます。そんなところで、今回の移住・定住の成果と今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。

#### ○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

#### ○企画部長（大野一彦君）

それでは、移住・定住事業の成果と今後の見通し、また補助金の増額意図につきましてお答えをさせていただきます。

本市で取り組んでおります移住・定住事業につきましては、市の北部地域を対象といたしました移住定住補助金並びに南部地域を対象とした移住定住促進補助金、また人口減少や高齢化により増加しております空き家を活用した空き家バンク事業、さらには水鳥分譲地の無償譲渡事業を実施しておりますとともに、教育環境や子育て支援策の充実を図りながら、喫緊の課題であります人口減少対策に取り組んでいるところでございます。

こうした移住・定住事業の成果といたしましては、移住定住補助金並びに移住定住促進補助金の本年度における交付の状況といたしまして、現在のところ、南部地域におきましては23件、北部地域におきましては5件でございます。18歳未満のお子様の人数に応じて交付する子ども加算につきましては、北部南部合わせて16件、21人分を交付しているところでございます。

また、空き家バンク事業につきましては、空き家の売却や賃貸に供することを目的といたしまして20件の申し込みをいただき、そのうち14件を空き家バンクに登録しております。一方、空き家の購入もしくは賃貸をすることを目的に27件の申し込みをいただき、宅建協会岐阜北支部の協力のもと、本バンク事業を活用して現在のところ1件の売買、4件の賃貸が成立し、市外から本市へ移住していただいておりますことから、空き家の解消にもつながっていると考えております。

水鳥分譲地の無償譲渡につきましては、現在のところ数件の問い合わせがあったと確認をいたしております。

こうした移住・定住対策を講じております中、移住・定住に対する取り組みによる自治体のいわゆる地域間競争が激化しておりまして、本市といたしましては引き続き本巣市の魅力を発信するとともに、移住先として本巣市を選んでいただけるよう支援策の充実を図る必要がありますことから、新年度より南部地域における移住定住補助金の上限を50万円から70万円に増額いたしますとともに、今まで45歳未満といたしておりました年齢要件を撤廃するなど、拡充を図ったところでございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

この事業につきましては、地域間競争が激しい事業であります。どこの市町も、やはり自分のところへ来てほしいということで策を講じております。他市の情報も得ながら進めていただきたいなあと考えております。

次に行きます。

本巣市の「もとまる」は、マスコットキャラクター「もとまる」として市内外の多くのイベントに顔を出し、大活躍をしていると感じております。また、私が楽しみにしております全国ゆるキャラグランプリの投票が、またこの夏から始まると思いますが、もちろんこれにはエントリーしてくれるものと大変楽しみにしております。魅力発信推進事業の「もとまる」効果をお聞きしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、魅力発信推進事業における「もとまる」の効果につきましてお答えをさせていただきます。

ます。

「もとまる」につきましては、市民の郷土への愛着を深めるとともに、本巢市の豊かな自然や観光資源などの魅力を市内外に広く発信し、市のイメージや知名度の向上を図ることを目的に若手職員で構成する政策研究グループの発案により企画し、市民投票の結果、合併前の各町村の特産品等をあしらった「もとまる」が平成25年3月9日に誕生し、先日、満4歳の誕生日を迎えたところでございます。

この4年間の「もとまる」による魅力発信事業としての取り組みといたしましては、先ほど議員も申されましたように、市内外のイベントへの出演や多くの人が集まるモレラ岐阜におきまして、毎月第2土曜日に「もとまるニード」を開催し、イベントなど市の告知PRに努めておりますとともに、もとまるグッズ、もとまるLINEスタンプ、もとまるダンス体操を制作するなど、「もとまる」のPRにも努めてまいりました。

こうした取り組みによる「もとまる」の効果といたしましては、平成27年に「もとまる」のファンクラブとして設立をいたしました「もとまるサポーターズクラブ」は、2月末現在で個人会員が196名、企業会員が56社と設立から年々会員が増加しているところでございます。

また、ゆるキャラの人気投票として全国規模で行われておりますゆるキャラグランプリにおきましては、平成26年の544位から昨年は159位へと順位を上げ、得票数につきましても平成26年の2,620票から2万2,602票と伸ばしております、こうしたことから「もとまる」のある程度の認知と、これによる市のPRが図られたものと考えております。

これまでの魅力発信事業につきましては、市内外への「もとまる」を活用した情報発信に努めてまいりましたが、今後は「もとまる」の誕生の目的でもあります郷土への愛着の醸成を図るため、市内の幼稚園を訪問し、「もとまる」及び「もとまるダンス体操」の普及に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、市の魅力が詰まった「もとまる」を大いに活用し、市民の郷土愛の醸成を図りますとともに、市外に対しても市の魅力を引き続き発信してまいりたいと考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

「もとまる」の活躍は、今お聞きしましてよくわかりました。今後も頑張っていたいただきたいと思います。

今回、市の魅力あるまちづくりについての一部をお聞きしましたが、企画部長としては、全国の地方自治体が同じように人口減少対策で我がまちの魅力の発信を競争していることと思います。また、部長としてまだまだそのほかにもいろんなことを思いがあると思いますが、まだ何かありましたら、そのことをお聞きしたいと思います。ありましたらでいいですよ。これくらいしかない、

きょうは用意していないと言われればそれでいいんですが。

○議長（上谷政明君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

といいましても、非常に大きなテーマでお尋ねでございますので、本巢市の魅力発信をいかにしていくかということでございますけれども、いろんな本巢市の魅力発信をする取り組みと申しますと、例えば特産品の開発でありますとか、また樽見鉄道車両のラッピングでありますとか、そういったことは現在も取り組んでおるところでございますけれども、一つちょっと御紹介をさせていただきたいと思っておりますのは、私ども若手職員で構成をいたします政策研究グループが中心となりまして、昨年でございますけれども「本巢本」というのを制作いたしました。この「本巢本」は、今までの行政がつくった冊子ということではなくて、ちょっと発想を変えて本当にいわゆる情報誌、今いろんな情報誌が出回っておりますけれども、そういった形で、これが行政がつくったのというようなことを印象的に思っただけのような変わった情報誌をつくって、その内容と申しますのは、一昨年合併10周年を記念して行いました大まんぷく祭のグルメグランプリに出店をいただいたグルメの紹介でありますとか、また市の観光スポットの紹介を職員みずからが行うような形の、こういった「本巢本」をつくって市内の各世帯、またモレラ岐阜の中にございます総合案内所、こういったところでありまして、主要の施設に配置をいたしまして、情報の発信に努めたというような取り組みも行っております、議員がおっしゃられましたようなこういった情報発信というのは、本当に非常に大事なことでございますので、今後そういったことも含めて取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

市の魅力を内外に伝えていこうという部長の意気込みが感じ取られまして、また今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きます。

昨日も同僚議員から質問がありましたが、獣害駆除とその副産物と申しますか、イノシシ、鹿の肉を、できた処理加工施設で今、処理加工されているところでありまして、加工肉が食材になり、本巢市の特産品になればと期待しております。現在は着々と進んでいるようですが、現状をお聞きしたいと思ひます。6次産業化を目指すジビエの進捗状況をお聞きしたいと思ひます。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の6次産業化を目指すジビエの進捗はについてお答えをさせていただきます。

一般社団法人里山ジビエ会は、平成27年に設立されまして、鳥獣被害防止総合支援事業交付金、また本巢市補助金を活用しまして、イノシシ、鹿の処理加工施設を建設しました。本年度につきましては、地方創生加速化交付金を活用し、里山ジビエ会の運営基盤の確立、ジビエ肉の販路開拓、ジビエ肉のブランド構築を目的にジビエ6次産業化推進事業を実施したところでございます。

1つ目の運営基盤の確立につきましては、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に準拠した里山ジビエ会独自の施設衛生管理マニュアルの作成や、インターネットを活用した販売システムの構築、6次産業化に必要な備品の購入などの支援を行いました。

2つ目のジビエ肉の販路拡大につきましては、もうけを生み出すための具体的なビジネスモデルの構築に対する支援や、おりべ祭りなどのイベントでジビエ肉の試食を実施して、一般の方に対して広くジビエ肉のPRを行ったところでございます。

3つ目のジビエ肉のブランド構築につきましては、特産品開発事業としまして岐阜女子大学と連携し、ジビエ肉と獣害に強い作物（徳山トウガラシ）を使った料理の研究開発を行ったところです。

ジビエ加工処理施設では今年度4月から運営が始まり、イノシシ、鹿約350頭を処理しており、スライス、ブロックなどの精肉やハンバーグ、つみれだんごなどの加工品を製造したり、市内の飲食店や一般消費者などに販売しており、少しずつ販売額も伸びてきておりますが、厳しいところもございます。

市としましても、引き続き加工処理施設が健全に運営されるよう、ジビエ肉の6次産業化の推進に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

市としては、今お聞きしますと事業の支援をしているほうとお聞きしますが、一般的にまだ知名度のないジビエ肉であります。なかなか消費につながらないのではないかなあと私は懸念しております。

運営をしている里山ジビエ会の状況はどんなふうでしょうか、お聞きします。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどもちょっと厳しい状態ということも触れましたし、また議員から御質問いただいたとおりのところございまして、厳しい運営状況であることは確かでございます。

昨年4月から運営しておりまして、市も先ほど申したような3つの取り組みを進めてきたわけで

ございます。それは、やっぱり知名度を高めたい、それから製品をよくしたいというような取り組みをしてきましたが、まだまだそこに乗っていかないところがございます。運営としましては、事務職員が1名、それから猟友会の方々が運営しているという状況でございます、やはりとったものをうまく加工して製品にして売り出すというところで、まだまだうまくいっていないところがございますので、引き続き市としましても努力していきたい、お手伝いしていきたい、そんなように考えているところでございます。

[13番議員挙手]

**○議長（上谷政明君）**

若原敏郎君。

**○13番（若原敏郎君）**

よろしくお願ひしたいと思います。

次、3番目に行きます。

防災についてお聞きします。

平成27年9月、関東・東北豪雨は記憶に残っているところであります。台風18号、17号が北上し、24時間で記録的な豪雨で、鬼怒川の堤防が決壊しました。最近の集中豪雨は、地球温暖化の影響で台風が巨大化し、北上しても勢力が衰えないとのことであります。日本中どこでも起きて不思議でない地震とこうした洪水、十分な備えが必要だと思ひます。

次年度予算に洪水ハザードマップの改定が計上されております。現在ある洪水ハザードマップは、平成18年に、およそ10年前に作成されたものであります。特に洪水に関しては、地形的に南のほうほど浸水が深く、最近見られるゲリラ豪雨でも真正地域の南部では床下浸水は想定しておかなければならない状態であります。さらに、根尾川堤防決壊のおそれなど危機的状況では、洪水ハザードマップにより避難を余儀なくされることであります。

そこで、防災については、どこまで備えても完璧ということはありません。特に今回の洪水ハザードマップは、根尾川を西に控え、頻度と重大性から実態を把握し、それが周知できれば市民の命の安全に直結してくると私は考えております。根尾川の氾濫状況では、本巢市の中心部が壊滅状態になり、このマップは大変重要と考えております。

そこで、お尋ねします。今回、市が考えているマップについて、旧のマップとの違いはどこにあるかをお尋ねしたいと思います。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

**○総務部長（岡崎 誠君）**

御質問の旧洪水ハザードマップとの違いについてお答えさせていただきます。

洪水ハザードマップは、市民に対し河川の氾濫による危険性を周知するために作成し公表されるもので、河川管理者である国及び県が公表しています。その河川が破堤や越水した場合における浸

水状況のシミュレーションを地図上にあらわした浸水想定区域図をもとに作成するもので、ここに指定避難所や避難場所など安全を守るために必要な情報の表記や、防災・減災の意識啓発、知識向上のための学習情報を掲載し、各家庭に配付しその周知を図っております。

平成27年に発生しました関東・東北豪雨での被害の発生を受け、水害のリスクを正しく伝えるため、想定最大規模での降雨による評価が行われるほか、河川に近いエリアにおける家屋の倒壊危険性についての評価や浸水が継続する時間についての評価を示した浸水想定区域図の作成が進められておりました。

昨年12月に国が根尾川の浸水想定区域図を改定し公表したことを受けまして、市民に対しこのリスクを早急に周知し、また自助の根本的な部分であります自分の命は自分で守るという観点から、適切な避難行動をとっていただけるように学習情報を盛り込み、命を守るためのハザードマップとして改定を行うものでございます。

今後、県管理河川においても同様の改定が行われますことから、随時、その改定につきまして市民に周知を図りまして、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

洪水ハザードマップは前回ありまして、それを見ますと避難の手順としては各自治体の公民館に集合し、それを点呼して公共の施設に避難するのですが、旧のマップでは指定された避難所が洪水のときには通れないとか、またその公共施設そのものが避難所として使えないんじゃないかなあというような疑問を持たれるところが、例えば平家の体育館とかそういうところは、洪水のときにはそこへ避難をしても床上についているとか、そんなようなことが懸念されるようなことでありました。今後、改定される洪水ハザードマップについてはどのようにされるかわかりませんが、実際に即したものをつくっていただきたいと思います。

近くに工場や商業施設があれば、緊急事態としては我々はそこへ逃げるよと、近くの人はそのことを言ってみえる人があります。前回示された避難経路と避難場所は、公共施設に避難するというものでありましたので、今後は公共施設じゃなしに、その他の民間もそこに入るのかどうか、2番目としてお聞きしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

避難場所は公共施設に限られるのかについてお答えさせていただきます。

市では、災害発生時に市民の生命を守るために避難する施設といたしまして、さらには災害による危険から逃れるための場所としての指定緊急避難場所と、その危険から逃れるための避難を行っ

た市民等が、その危険性がなくなるまでの期間や災害により家に戻れなくなってしまった場合の場所としての指定避難所を指定しております。

これらの施設につきましては、市民の生命、また身体を災害から保護する場所として、公共施設や集会所など公共的な施設を選定しており、施設の整備の状況、地形、地質、そのほかの状況を総合的に勘案し、災害種別ごとに使用の可否について評価を行い指定しております。

災害の発生が予想される場合には、被害が発生する前に避難を開始していただくため、避難勧告等を発令し、市民に対し災害の危険性と切迫性を周知することにより、これらの指定した施設への避難を促すこととなります。

しかし、過去の災害においても見られましたように、既に浸水が発生しているなど屋外への避難がかえって危険である場合がありますが、このような場合には避難所等の避難ではなく、屋内の上の階への避難等、安全な場所への避難を促すこととしており、状況に応じた適切な情報提供を行うよう体制を整備しております。

このように、安全な場所につきましては公共的な施設だけに限るものではなく、より近く安全な避難施設を確保したいとの市民からの要望から、市内の民間事業者の保有する敷地等、施設の開放をお願いする覚書も締結しており、工業団地に立地する企業や大型商業施設等の施設の避難者の受け入れを要請できる体制をとるなど、安全な場所の確保に努めております。

今後も市民の安全を確保するために、公共的な施設や民間施設に限らず、避難施設の確保を進めていくほか、避難施設への避難だけではなく、安全な場所への避難の重要性につきまして周知し、適切な避難行動をとっていただけるよう啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

ありがとうございます。

緊急の場合は民間も提携して、やはり2階へ逃げたほうがいいのか、どこへ逃げたほうがいいのか事前に確認していく必要があると思いますので、早急にまたハザードマップをつくっていただいて、緊急のときの市民の生命にかかわるものでありますので、よろしくお願したいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

暫時休憩をします。11時から再開します。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

続きまして、15番 後藤壽太郎君の発言を許します。

15番 後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

それでは、事前通告が2点してありますので、答弁のほうよろしくお願いをいたします。

まず初めに、本巢市の偉人、高木貞治博士についてであります。

ことし1月4日の岐阜新聞を見ておりましたら、本巢市が数楽校開校、市内小中学生を選抜、特別講座ということで記事が載っておりました。その内容はまた後から質問をするわけですが、今回の新年度予算にも入っておりました。そういう中で、近くの人から、数学をきちっとやるというのはどういうことやとか、そして高木貞治ってどういう人やとか、そういうお話がありまして、合併して10年強になりますが、旧糸貫数屋で生まれてというふうなことで、旧糸貫の人は結構高木博士についてはいろいろ知ってみえるかもわかりませんが、合併したほかのところはなかなかなじみのない人ではないかなということを思いまして、今回質問をさせていただくことにしました。

ちょっとした冊子によりますと、先日も議会だよりにも載っておりましたが、博士は本巢市数屋に生まれ、誰もが解けなかった数学の問題を見事に証明し、世界中から称賛され、世界的数学者であるということであります。

それで質問であります、高木貞治博士の人物についてということで御質問をいたします。お願いします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

高木貞治博士の人物について、お答えをさせていただきます。

高木貞治博士は、今お話がありましたように、現在の本巢市数屋出身の世界的数学者で、国際的に評価された日本人第1号であり、日本人が世界で活躍する道を開いた人物であります。世界中の誰もが解けなかった難問を解き明かし、世界の数学界にセンセーションを巻き起こしたことは余りにも有名な功績であり、伝説となっております。

高木博士は、明治15年一色小学校に入学し、8年で卒業するところを飛び級により4年間で終え、11歳で岐阜尋常中学校に入学し、首席で卒業しました。当時、周囲からは神童と呼ばれ、幼いころの見事な書なども残されております。東京帝国大学大学院を卒業後、文部省からドイツ留学を命ぜられ、当時の数学界世界ナンバーワンと言われたヒルベルト教授に学びました。

25歳の若さで東京帝国大学の助教授となり、明治36年、28歳で理学博士を取得し、その後教授として活躍されました。

博士の研究は余りにも高度で、誰も理解できる者がいなかったため、単独で研究に打ち込み、10年ほどかけて大正11年、47歳にしてついに高木類体論を完成させました。これが、読解不可能とな

っていた難問を数多く解き明かすきっかけとなるものでした。この偉業は世界中で認められ、世界の高木と呼ばれるようになり、後に文化勲章やオスロ大学名誉博士号などさまざまな栄誉を授けられました。数学におけるノーベル賞と言われる第1回フィールズ賞の初代選考委員にも選ばれています。

また、日本古来の数学文化、和算ですけれども、そこに世界のスタンダードを取り入れ、外国語のみの書籍を日本語に訳す努力も続けられ、現在に至る日本数学文化をつくり上げられました。日本数学の先駆者、近代日本の数学の父と言われており、今の日本の数学は高木博士から、そして本巢市から生まれたと言っても過言ではありません。84歳で生涯を終え、56年が経過した現在でも、博士の著書は数学を学び研究する全ての人のバイブルとなっており、博士を慕う人々が遠方から生誕の地本巢市を訪れています。

ふるさと本巢にこのような人物が見えたことを十分に踏まえ、数学のまちづくりを推進していきたいと考えております。

[15番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

ありがとうございます。

今聞いていると、本当にすばらしい人が我が本巢市にも見えたんだなあということを実感いたしました。私ももうちょっと若いときに一生懸命勉強しやあよかったなあと、変わらんか、本当に大変うれしく思った次第であります。

昨日の質問の中で、教育は人をつくるということを言ってみえました。本当に子どもたちの能力を引き出すということは、これはやっぱり絶対大切なことであり、いろいろな引き出し方があるし、そして、どんな能力を持っている子どもがいるかもわからんということで、その一つとして、本当にこの高木博士を機軸とした本巢市の数学教育をぜひ進めてもらいたいなあということを思っております。

そんな思いの中で、次に質問を移りますが、算数・数学甲子園についてということであります。

ちょっと新聞を見ておりましたら、去年は第19回ということで、本巢市になってからではなく、糸貫町時代からもう行っているものだと思ったわけですが、その目的と概要、そして今後の方針がありましたら、よろしく願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

算数・数学甲子園についてお答えします。

算数・数学甲子園は、高木博士にちなみ、理数離れが懸念される子どもたちの算数・数学への興

味・関心を高め、じっくりと時間をかけて解く問題に取り組みさせることで、思考力や想像力の伸長を図る、こういうことを目的として行ってまいりました。市内の数学の先生方やそのOB、有識者や岐阜工業高等専門学校、学力向上サポーター等の協力を得て、地域の力でつくり上げている大会と言えます。ことしで19回目を数えるこの大会は、小学校5年生から中学校3年生が算数・数学の本質に迫るユニークで解き応えがある難問に、ひらめきや発想を生かしながら挑戦をしています。

本年度は、初めて県内全域に参加を呼びかけ、飛騨や東濃地域など県内各地から集まった小学生177人、中学生218人、合計395人の参加者が問題に挑みました。参加者からは、学校での学習内容とは違い難しかったが楽しんで解くことができた、来年もぜひ参加したい、90分という長い時間を集中できた、問題が解けたときはすっきりとした気持ちになったなどの感想があり、算数・数学のおもしろさを十分に味わっていることがわかりました。

今後は、市内からの参加機運をさらに高めるとともに、県内にとどまらず全国へも発信し、その権威を高めて多くの人々に数学のまち本巣市に足を運んでもらい、数学の文化をさらに高めていく、そんな大会にしていきたいというふうに考えております。

[15番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

新聞にも載っておりましたが、395人が挑戦したというふうなこと、本当にたくさん子どもたちが参加をし、そして今、家では一人教育とか、そしてパソコンとか、本当にできたものを、それで遊ぶということはできますが、自分の想像で物をつくるとか、そしてそれに挑戦するということはなかなか今は難しくなっているという現状があると思います。そんな中で、この甲子園、本当に大切なものだなあとということを思いますし、またこれをやった後に聞いたわけですが、100点満点は何人かいて、そしてそれが市外子どもたちだけじゃなしに市内子どもも100点満点があったということで、市長が大変喜んでおったという話をちょっと聞いたわけですが、本当に、ぜひこの甲子園も一生懸命つくり上げていってほしいなということを思います。

その次、3点目であります。今年度、新規予算に入っております数楽校運営事業であります。

この予算で100万強ありますが、その目的、概要、そして効果等々をよろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、平成29年度新規事業の数楽校運営事業についてお答えをさせていただきたいと思っています。

世の中は、AI、人工知能の時代に突入し、それに対応したり、それをつくり出していったりするという意味から、今後ますます理数教育が大切になってくるというふうに考えています。私は、

市内全ての児童・生徒に算数・数学のおもしろさを伝え、思考力・想像力の伸長を図りたいというふうに考えています。

そこで、全小・中学校の授業において、算数ウオーラリーや算数・数学甲子園にちなんだ問題に関係する単元に意図的に位置づけ、どの子にも問題が解けたときの喜びを味わわせ、力に結びつけていきたいというふうに考えています。さらに、算数・数学が苦手な子に対しても、夏休みに大学生などを活用して学びの機会を保障し、学ぶ意欲を高め、基礎基本の定着を図っていきたいというふうに考えています。それにあわせて、教育には、伸びたい子とか伸ばせる子をさらに伸ばす才能開花、能力育成の側面も重要となっているというふうに捉えています。

これを担うのが数楽校です。数楽校は、数を楽しむ学校という形での漢字の位置づけをしていきたいというふうに思っています。

まず、算数・数学検定楽校を開校します。そこでは、日本数学検定協会や学力向上サポーターなどの協力をいただき、実用算数及び数学の検定合格を目指す講座を行います。さらに、岐阜工業高等専門学校の教授など数学のエキスパートを講師に迎えたトライアル楽校を開校し、算数オリンピック大会とか、今までやってきております本巣市算数・数学甲子園でさらに優秀な成績が修められる子どもの育成を目指していきます。講座はそれぞれ年間4回ほど実施し、将来数学のノーベル賞、フィールズ賞を受けられるような子どもたちを本巣市から出ることを期待しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

[15番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

すばらしい教育方針だなということを思います。本当に今詰め込み教育というか、みんなが同じ方向を向いているんですが、特色ある教育ができる、そういう環境づくりというのは大切じゃないかなと思いますし、やはり人づくりは国づくりにつながり、本巣市を愛し、そしてこの地で勉強を開花させていくということは、これは子どもたちにとって大切なことであり、喜ばしいことであり、今後の本巣市をつくり上げるのに大事なことだということを思いますので、ぜひ子どもたちの能力をいろいろな方向から、きのうもお話しありましたが、英語教育、そして理科教育等々も含めながら、いろいろな子どもたちの能力開発に努めていただきたいなということを思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

4点目であります。平成29年度の新規予算の中で、高木貞治博士顕彰事業というのがあります。その中で、2,000万強の予算がついております。その内容、目的等々をお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

では、高木貞治博士顕彰事業についてお答えをします。

現在、高木貞治記念室は糸貫老人福祉センター内にあり、博士の御遺族の方々の御厚意により、数多くの遺品の寄託を受け、その一部を展示させていただいております。高木博士を尊敬する数学関係者を中心に、遠くは北海道や九州、中には海外からもこの地を訪れ、記念室を観覧されております。しかし、お預かりした貴重な品々を十分に活用して博士の功績や生き方を効果的に発信できていないのが現状です。

そこで来年度は、数学のまちづくりを主要事業として、この記念室を富有柿センターへ移転し、大変身を図ろうと考えております。新しい記念室を数学のまちの象徴とし、算数・数学の学びの世界が広がるよう、特色のある展示を目指していきます。

さまざまな功績、そして生涯を、その博士の魅力をさまざまな切り口から伝えられる情報発信の拠点としていきたいと考えています。さらに、記念室及び併設する会議室を子どもたちの学習拠点にもしていきたいと考えています。数楽校の検定楽校、トライアル楽校の授業もこの学習拠点で開催します。さらに、子どもが学びたいときに足を運び、落ちついて学習できる静かで快適な環境を計画しています。数学関係の書籍を充実させるとともに、子ども向けのワークシートや解説書を作成し、学習スペースを整備することで、多くの子どもたちが主体的に思い切り学習に打ち込めることを願っております。以上です。

[15番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

ありがとうございます。

先日、ちょっとこういう本を、高木貞治物語というのをもらってきまして、そして中を見たら大変読みやすくおもしろくていいなということを思いました。甲子園なんかに来た子どもたちにこういうのを1冊ずつ上げて、そして家へ持って帰ってもらって、家の人もみんな、ああ、こういう人がおったのか、そして、やはり数学っていいものだな、楽しいものだなということがわかってもらえるような、やはりPRの一つとして、そういうことも大事じゃないかなということを思いますし、市内の、先ほども申しましたように住民にも、本当に高木貞治先生の力を知ってもらうということももっと大事だと思いますので、何か今後ありましたら、一言お願いしたいと思いますし、それから柿の里で、あの中でやるというふうなことです。あそこは柿の振興ということでつくった場所だと聞いておりますが、目的外使用でやってもいいのかどうかというのはちょっと思うのですが、一部だから十分大丈夫だということだったらいいんですが、そこら辺だけ確認はしてみえるかどうかだけ、お願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

今、本等を活用してのPRについて御示唆をいただきありがとうございます。

このことについては、今、小学校を中心にしながら、本も子どもたちが見られる状況をつくっているような体制は整えています。さらにこれを進めていくことが大事だなということを気づかせていただきました。ありがとうございます。

ことしも多くの市民の皆さんに、高木貞治博士の功績、人物を知っていただくための特別のパネル展もやりまして、公民館等中心にしながら至るところで発信をしてきました。来年度につきましても、そのような市民への啓発活動を続けていきたいというふうに考えています。

また、富有柿センターのほうですけれども、一部を活用させていただくということで、そのあたりは十分進めるに当たって支障はないというふうに伺っておりますのでよろしく申し上げます。

[15番議員挙手]

### ○議長（上谷政明君）

後藤壽太郎君。

### ○15番（後藤壽太郎君）

いろいろな方法で先生の啓発をしていただきたいなということを思いますので、ぜひお願いをいたします。当市でそういう教育をやっておるんだったら、本巢市で教育をさせたいと思えるような、そういうまちづくりをしていただけたらいいなということを思いますので、お願いをいたします。

それでは続きまして2つ目に入ります。

兵庫県養父市との応援協定、または姉妹都市締結についてという質問であります。

資料1のほうに継体天皇と淡墨桜ということで、小椋一葉さんが「真清探當證の謎」ということで、古代秘話という本を書かれております。そしてもう一つ、「真清探當證 復刻版」ということで、田中豊さんが書いてみえて、真清田神社と継体天皇を結ぶ歴史秘話という、そういう本もあります。この田中豊さんというのは、今、本巢市内の四季彩館で年に2回ぐらい、歴史研究会というものを観光協会の青木さんが主催でやってみえて、それにおととしぐらいに行ったら、大変興味のある内容ばかりで、本巢市に関係ある歴史秘話がいろいろ聞かれて、それからちょっとロマンを求めるようになって、この本をいろいろと読ませていただきました。

そんな中で、この秘話の中で、兵庫県の養父市と非常に関係があるなということを見出しまして、それで提言をしたいと思いました。

そんな中で、まず1つ目は、本巢市の淡墨桜と養父市の樽見の大桜というものであります。その件に関しましては、本巢市の淡墨桜も、それから樽見の大桜も江戸彼岸桜であり、そして国の天然記念物であるということも一緒であります。そして、淡墨桜のほうは樹齢1,500年、そして樽見の大桜が1,000年以上ということで、幹周りも淡墨桜が9メートル以上、そして樽見の大桜が6.3メートルということで、大変貴重な桜であります。それがまず本巢市と養父市の関係の一つであります。

そしてその次が、継体天皇、これは26代目の天皇であります。その親子の逃走経路が本巢市根尾と養父市の養父市場であるということでもあります。逃走経路の図面が後ろに、ナンバー2として載っております。そこで継体天皇のお父さんとお母さんが、天皇のそういう逃走の中で、まず逃げ

る、その一番最初の経路が内山御所から兵庫県の養父市場であります。これは養父市場に、乳母の実家にかくまってもらうために養父市場に行きました。そのときの逃走者は、お母さん、おばあさんと、そしてお父さん兄弟であります。そこにかくまってもらったんですが、それもなかなか大変なことになるということで、今度は養父市場から尾張の真清田神社へ逃避行であります。その場所は、おばあさんのお兄さんが真清田神社の神主ということであります。そして、そこで継体天皇が生まれるということになります。しかし、王位継承のそういう逃走の中で、継体天皇は、ここにも危ないということで、継体天皇だけ尾張の真清田神社から本巢市の根尾へ隠れ住むということになります。その継体天皇は29歳のときに、根尾から大和のほうへ呼ばれます。その呼ばれたのは、おじさんの仁賢天皇、24代の即位式に、もう平穩になったからどうぞ出てこいということで、そして根尾を立ちます。そのときに詠まれた歌がありまして、「身の代と遺す桜は薄住よ 千代にその名を栄盛へ止むる」というものでありまして、自分かわりに淡墨の桜を残すよと。この桜を、根尾の本当にお世話になった人たち、そして風光明媚なこの土地、大変愛した土地にこの桜は永遠に咲き乱れて、この地を潤すだろうという、そういう歌であります。大変ロマンチックな歌だなあと、いうことを思いますが、そのように、この継体天皇親子の逃走経路が、養父市と、そして本巢の根尾をつないでいるということでもあります。

そして3つ目が、その地名であります。

本巢にも樽見というのがあったり、そして市場というのがあります。養父市にも養父市場があったり、そして樽見の大桜というくらい樽見という、そういう地名があります。これは資料3に載っておりますが、真ん中辺に樽見の大桜があり、そのすぐ上に樽見という地名があります。そして、ちょっと右のほうへ行きますと養父市場という場所があります。そういうことで、大変1,500年以上前に本巢市の根尾と、そして兵庫県の養父市というのをつないだ継体天皇親子の逃避行ではあったんですが、しかし最終的にはお父さんも天皇になり、そして自分も天皇になったという、そういういにしえの中でいろいろつながりを感じまして、そしてまた今、くしくもうちの藤原市長は、生まれたのが養父市であり、そして今こうして本巢市の市長をしてみえるということで、これも1,000年、1,500年以上たつて、そういうつながりがあるという、これも大きなロマンだなということを思いましたので、姉妹都市にどうかねということをお聞きをいたします。

#### ○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは御質問にお答え申し上げたいと思います。

きょうは後藤議員の格式の高い、本当に博識の数学の話から、また千数百年にわたる歴史の話を、幅広い今お話をお聞きしました。本当にこういう、今後の本巢市のまちづくりに大変生かされる先人をうまく使ったまちづくりということでの数学の提案もいただき、本当に感銘いたしております。ぜひ数学の高木貞治博士なども本当にしっかりとまちづくりの拠点の一つにして、やっぱり

幅広いいろんな形でまちづくりに生かしていきたいなということを思っております。

なかなか歴史というのは、つくろうと思ってつくれるものではありません。やはり、せっかくいただいた歴史というものをうまく活用するというのは、やはり今を生きる我々の責務、また使命でもあると思っております。歴史は簡単に変えるものではないし、ぜひ与えられた本当にいいチャンスでの歴史があるということであれば、そういうものをうまく使ってまちづくりに生かしていくということは大変すばらしいことでもありますので、我々も一生懸命これからも数学の高木貞治博士の生誕の地という利点を生かして、今後も教育委員会等とも一緒になって、いいまちづくりに生かしていきたいというふうに思っております。

2つ目の、先ほど本論のほうに入りますけれども、今、兵庫県の養父市の話がございました。くしくも樽見の大桜があるという桜のお話もお聞きいたしまして、そういった桜の縁によりまして、平成27年に淡墨桜の日のおもてなし事業にお越しいただいて、そのときに養父市の広瀬市長と私とで養父市の樽見の大桜の苗木を淡墨公園の駐車場の金原明善さんの碑の前に記念植樹を今させていただきます。また、本巢市の淡墨桜も養父市のほうに送らせていただきまして、その苗木につきましては養父市のほうにおいて、養父市長等の手によりまして、平成27年4月に養父市の全天候運動場付近に記念植樹をしていただいております。その後、引き続き交流させていただいております。平成27年以降は、こうして毎年おもてなし事業にお招きをさせていただいております。昨年は、たまたま市長来られなくて副市長さんがお越しいただいたというようなこともございます。またことしも御案内を差し上げて、誰か来ていただけるんじゃないかというふうに思っております。そういったことで、桜の縁で今既に交流をさせていただいてるところでございます。

また、議員から提供いただきました資料にありますとおり、桜の地名以外にも共通する点があると。まさしく今先ほど、歴史の千数百年前の、本当に継体天皇の親子の逃走経路に関連して、養父市とこの本巢市の根尾がつながっているということでの話もございました。真清田神社で発見されました真清探當證には、諸説いろいろございますので、そういうものを真実どうのこうのというそんな議論は、やはりこのロマンの中では余り関係ない話でありまして、こうした歴史、そしてロマンがある話というのは、別に真偽を確かめる必要は何にもない、やっても何も意味はありませんので、やはりこのロマンをうまく使いながら、それをうまく活用していく。やはり夢があったほうがいいということでもありますので、ぜひこれからもこうした継体天皇のゆかりの地、またはゆかりの桜、そういうものはこれからも大事にしながら、まちづくりに生かしていきたいというようなことで思っております。

その一環ということで、継体天皇が真清田神社から根尾へお隠れになったというところの史実に基づいて、淡墨の今現在浪漫ウオークというのを毎年やっておりますけれども、その継体天皇が歩かれた地を今歩くということでうすずみ浪漫ウオークもやっているというのが現実でございます。こういうふうな形で、いろんな形で使っていくということは大変大事なことでございますので、これからもやっていきたいなと思っております。

また地名につきましても、先ほどお話がありましたように、市場というようなことで類似した名

前もございます。大変いにしえからこういったゆかりがあるというふうに思っておりますので、私も、先ほど冒頭でもお話し申し上げましたように、こうした歴史のゆかりがある、こういったものをうまく使いながらまちづくりに生かしていくということは大事なことであります。ぜひこのゆかりがあるとされた養父市と、向こうの御意向もありますので、向こうの御意向も確認しながら、これから災害時相互応援協定ですとか、それから都市連携協定というようなことも視野に入れて、お互いの意思を確認し合いながら、どういった提携ができるのか、そしてこの歴史のものを踏まえてどういった交流ができるかというようなことを検討していきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、歴史をうまく生かしながら、またまちづくりの中に生かしていく取り組みを今後ともやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

[15番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

この歴史研究会というのに出ますと、大変いろいろおもしろいことがわかるわけですが、そんな中でこの継体天皇の件に関しまして、古今集とちょっとその内容が違うところがあるというふうなことも書いてありますが、これも先ほど市長が言われたようにロマンでありますので、夢は膨らんだほうがいいなと。そして自分のところに関係あることで本当にそれもまちづくりにこれが反映されればいいなということを思っております。そういうことからいうと、今の船木山なんかも本当に大切な資源であるなということを思っておりますので、これも本当に大切であり、ロマンを感じるそういう物語があるんじゃないかなということを思いますので、そういう部分を生かしながら、きちっとしたまちづくりをしていていただきたいなということをお願いいたしまして、質問を終わりにします。以上です。

○議長（上谷政明君）

暫時休憩をします。13時から再開しますので。

午前11時43分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

続きまして18番 鵜飼静雄君の発言を許可します。

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、4項目通告してありますので、順次質問をいたします。

まず第1番目は、道路の中の私有地についてということであります。

市の道路には限りませんが、市の土地に私有地が含まれている場合というのが間々ござい

ます。その中で特に今回は道路の中における私有地の問題、それに対する対応、この点についてお伺いをしたいというふうに考えています。

まず、そういう例がこの本巢市にどれほどあるのか、まずお伺いしたいと思います。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

**○産業建設部長（青木幹根君）**

それでは、議員御質問の市道として利用されている道路の中に私有地が含まれているかなどの例がどのくらいあるのかということについてお答えをさせていただきます。

道路として利用されている敷地内において私有地が含まれている要因としましては、過去において、赤道を通行しやすいように土地を提供し合って広く利用されている箇所において、所有権移転登記が行われない場合や、市道の整備事業により道路の両側、または片側の用地を拡幅のため買収、もしくは寄附により取得した場合に、何らかの事情により部分的に所有権移転登記が行われない場合がございます。

また、セットバック、道路後退用地につきましては、寄附採納願がなされた場合につきましては、分筆及び所有権移転登記を行い、道路の区域変更をしております。

現在、市道として認定しております市道における道路敷地内の私有地につきましては、860筆余り、4万2,000平米が存在しておると確認しております。以上でございます。

[18番議員挙手]

**○議長（上谷政明君）**

鵜飼静雄君。

**○18番（鵜飼静雄君）**

今、860筆余りということでございます。4万2,000平米、これが多いのか少ないのかはよくわかりませんが、一般的に考えれば非常に多いなという気がいたします。

そこで、こうした土地について今後どういう対応を考えておられるのか、どう進めていくのかという点についてお伺いします。

**○議長（上谷政明君）**

産業建設部長 青木幹根君。

**○産業建設部長（青木幹根君）**

それでは、その場合の今後の対応はについてお答えをさせていただきます。

市道における道路敷地内の私有地に対する対応としましては、該当土地の登記、過去の関係書類を調査しまして、取得方法が明らかであれば地権者に説明をし、速やかに所有権移転登記の手続きをしたいと考えております。

取得方法について確認できなかった物件につきましては、地権者に説明、寄附による譲渡または承諾のお願いをし、所有権移転登記の手続きを行っております。

平成20年度以降、85筆、6,460平米の道路敷地内私有地につきまして、所有権移転登記の手続を行ってまいりました。

道路敷地内私有地につきましては、市民の土地を断りなく道路にしたものではなく、道路整備の要望等を踏まえ、安全で安心なまちづくりを目指して道路整備を優先してきた結果でございます。今後も引き続き適正な財産管理のため、道路敷地内私有地の解消に努めてまいりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の話にありましたように、こういう状況が生まれた原因というのはさまざまございます。そのことの責任がどこにあるとかいうことは全く言うつもりもありませんし、やむを得ない事情もいろいろあったというふうには思います。けれども、いずれにしても所有権については明確にしていく必要があるんで、極力全部を短期間に解消するというのは非常に困難だとは思いますが、順次この問題については解消に向けて進めていってほしいというふうに思います。

その上に立って3番で、こうした現実に道路として利用されている私有地の固定資産税は一体どうなっているのかについてお伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

それでは、御質問の道路の中に私有地が含まれている場合の固定資産税はどうなっているのかにつきましてお答えをさせていただきます。

固定資産税の土地評価上の地目認定は、現況地目によります。道路の中の私有地につきましては、道路敷となり非課税となっております。以上です。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それならば結構なんですけど、念のために確認をしておきますと、以前に先ほども説明がありましたように、道路を整備するときに私有地の提供とかいろんなことがあって私有地が残ってしまったという場合と、セットバックの場合がありますね。

例えば、通り全部がセットバックしていればいいんですけども、部分的にセットバックされている場合というのがありますね。そういう場合に、道路としては実際に通行する人は使うけれども、形状的にはいびつな形になっているというようなことがありますけれども、そういったことも含め

て全て非課税にされていますか。

○議長（上谷政明君）

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

セットバックして道路の形状がいびつになったところの課税についてというお尋ねでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

先ほども申しましたように、固定資産税の土地評価上の地目というのはあくまでも現況地目です。3年に一遍航空写真等を撮って現況地目等を確認し、道路として使用されている場合には道路敷ということで非課税にしております。

〔18番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

結構です。いろいろ全国の例を見ますと、多くのところがまだまだそういったところについては課税をしているという実態があります。そういう中で本巢市はきちんと現況課税ということで、よそのところは分筆して申請してもらえれば非課税にしますよということが結構多いみたいですね。本巢市はそうではなくて、市が現況を確認してそれで非課税にしているということであれば、全国的にはやっぱり進んだやり方をしているなというふうに評価をいたしますので、今回はその点の確認をさせていただければ結構でございます。1番はそういうことで終わります。

では、2番に入ります。

2番目は観光等施設の民間への指定管理についてということであります。

織部の里など、これまでもとす振興公社が指定管理者として管理運営をしてきた施設を、平成30年度から民間事業者をDBO方式、すなわち資金は市が提供し、設計、建設、そして管理運営は民間が行うというDBO方式により指定管理をするという計画が出されています。

これについては賛否両論いろいろあるというふうに思います。そのことについてはあえて触れませんが、この方式でやる場合に一体どういうことが起こっていくのかということについては幾つか明らかにしていく必要があるだろうというふうに考えております。

そこで、3点お伺いしたいと思っています。

第1番目は、この方式でやっていく場合のメリット、デメリットについてどのように考えておられるか、まずお伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、御質問のDBO方式によるメリット、デメリットについての考えについてお答えをいたします。

観光等4施設を一般社団法人もとす振興公社が指定管理者として一体的に管理を始めてから3年目を迎えておりますが、観光客減少による売り上げ低下に直面し、運営は厳しい状況が続いております。

本市としましては、運営管理改善対策としましてさまざまな取り組みを行ってまいりましたが、平成27年度のもとす振興公社の決算では実質利益が赤字となり、今年度さらに経営が厳しくなっていくことが見込まれております。

4施設を継続的、安定的に維持管理していくためには、企業的経営の方法を採用することも必要ではないかと考えて、指定管理者の公募も含めて検討した結果、全体的に人件費や経費を抑えていく必要があります。売り上げを上げていき、かつ経費を抑える、効率化を図るためには民間企業のマネジメントが必要であるとして、織部の里もとすを観光施設の拠点として位置づけ、北部地域の人の流れをつくり出すとともに、稼ぐ力を生み出し、市や全体の活性化を図ることを目的に、地方創生拠点整備交付金を活用し、道の駅等施設を魅力的な施設に再整備したいと考えております。

施設整備を実施する上では、今後の維持管理、運営を担う民間事業者の経営ノウハウを積極的に活用することで、長期にわたり維持管理、運営等を見通した事業計画が可能になり、イニシャルコストやランニングコストの抑制が図れるとともに、観光等施設の交流拠点として地域振興、農業振興など地域資源を生かした事業展開が可能な事業者を選定することができる最も効果的な手法であることから、DBO方式での公募を考えております。

DBO方式で発注した場合のメリットとしましては、交付金、起債という公共団体に認められた資金調達手段の活用と、事業計画から維持管理、運営を包括的に単一企業グループに委ねることで、事業の効率化を図るというPFI手法のメリットの活用も両立できること、また包括的に企業グループに委ねることで、総事業費の圧縮など事業効率化が進むとともに、事務コストの軽減につながることもございます。

一方、主なデメリットとしましては、市と事業者とのリスクの分担を細かく決めておく必要があることとございます。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

メリット、デメリットについて一応聞きました。メリットというのは、そこまで本当にメリットがあるのかどうかという疑問もありますけど、それはとりあえず置いておきまして、2番目のデメリットについての対応に入りたいと思いますが、このデメリットについて今言われたのは、以前にいただいた資料の中にも書いてありますけれども、このDBO方式の短所として、公共と事業者とのリスク分担を細かく決めておかないとトラブルが生じるおそれがあるということだけしか短所と

しては書いてありませんけれども、一体このリスクというのはどういうことが想定されるのか、もう少し具体的に示していただきたいというふうに思います。その上で、こうしたデメリットについてどう対応していくのかということを考えていく必要があるというふうに私は思います。

先走って申し上げますと、例えばこうした施設というのはもともと地域振興、地域おこし等あわせて、その地域の雇用の場を提供するという大きな2つの目的があったというふうに思います。そういった地域振興についてはこのDBOにしたからといってなくなる。さらにそれを深めるんだというようなことがメリットとして言われておりますけれども、そうした雇用の場の確保、あるいは現在勤めている人たちの処遇がどうなっていくのか。恐らく当面はそのまま雇用するんだろうというふうには思いますけれども、よその例を見てみますと、その時々を経営状況によって労働条件がどんどん切り下げられていくという例が生まれています。そういったことについて、どういうふうな話し合いが今後なされていくのか、市としてどういうことを求めていくのか、このことが問われるのではないかとこのように思っています。

あるいは、あくまでも民間でありますので、もうからなければやらないということになります。そこで、15年間の売上げの推計が出されていますね。それをもとに収入がどうなっていくかということで、年間売上額として1年目は7億1,000万余り、15年目には9億7,300万余りということで、どんどん売上げがふえていくという推計のもとに本巣市としてこれだけのメリットがあるということを示された表をいただきました。

これはあくまで推計ですのでどうなるかはわかりませんが、そんなことは置いておきまして、その中で、これはついでですけれども、1つ気になったのは家賃収入がございます。家賃収入について、織部の道の駅については売上げが3億円までの場合は2%、3億円から5億円については3%、5億円以上は5%、これが家賃収入になるというふうに書いてあります。

じゃあほかの施設はというと、ひっくるめてというか、それぞれ売上げが5億円以上の場合に1%ということで、織部とほかの施設は格段の違いが設けられています。これは一体どういうことなのか、このデメリットに関してこないのだろうかという危惧を持たざるを得ません。

余りたくさん言ってもなんですけれども、あと1つ懸念があるのは、今回やる場合に市が資金を提供して民間事業者がということになっていきますけれども、それ以降、今の推計どおりになかなか売上げが伸びなかった、事業者がもうこれ以上は無理だということで撤退するとかいう話があった場合に、では市としてどう対応するのか、あるいはそういうときにさらなる投資を求められたときにどうするのか、そういったことについてはきちんと話し合いが、あるいは方針が定まっているのか、そういったことも含めてデメリットに対する対応を、ぜひ考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

**○産業建設部長（青木幹根君）**

御質問いただきましたDBO方式によるデメリットへの対応でございますが、DBO方式で発注した場合のデメリットとしましては、市と事業者とのリスクの分担を細かく決めておく必要があるということでございまして、当然計画段階、それから整備段階、最後の維持管理、運営段階におけるリスクがございまして、特に今御指摘いただきましたように、地域振興と雇用の場ということでございまして、事業費、推計もございましたが、この辺につきましては御指摘のところもございまして、今予定しております仕様書とか募集要項がございまして、その中には今の従業員等に係るものにつきましては、指定管理以前から雇っている方につきましては今後も引き続き雇っていただくようなことも応募条件に入れさせていただいておりますし、それから事業継続できなかった場合につきましては、これも要項の中に5年間という形で指定管理期間を決めさせていただきまして、それ以降につきましても継続してやっていくというようなことで募集要項の中に定めてやっていきますし、また決まった段階で基本協定を結ぶという形になってくるかと思っておりますが、ただこれらに伴うトラブルを未然に防ぐためには、想定されたリスクの範囲というものは少し整理をする必要がございますので、今後募集に当たりまして、その辺のところにつきましては指定管理に選定された事業者と調整を図り、できる限り具体的に明確に協定書に規定できるようにデメリットの対応をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の段階で全てを答えてほしいとは言いませんけれども、一つ一つ明確にしていかないと、こんなはずではなかったということが起こるといのが、そういった例というのはいっぱいありますので、始める前に、あるいは始める段階で一つ一つ、より明確にするということが必要だというふうに思っています。

そういう意味で、3番目の募集要項、あるいは審査基準の内容はという質問になるわけでありまして、今募集要項等についても若干触れられましたが、全般的に最低限これだけのことは盛り込むということについて、その内容について今どういう状況になっているのかお伺いしたいと思います。

とりあえずそれを聞いてから、また伺います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の募集要項、審査基準の内容はについてお答えします。

募集要項の主な内容としましては、指定管理の対象となる施設の概要、事業の期間、契約形態、事業費に関する事など、事業者の選定方法、応募者の参加要件、応募に関する手続方法、また事

業スケジュール、想定されるリスクと分担、審査項目及び審査基準などを明記し、また仕様書では、施設整備及び維持管理に関することのほか、地元農林水産物や加工商品の積極的な販売やジビエなど地元産品を生かした6次産業化事業の推進、地域資源を生かした農業体験や観光体験などのイベントの開催など観光事業の推進、農業振興、地域振興に関することなどを明記していきたいと考えております。

審査基準の内容としましては、応募事業者の実績及び経営基盤に関することや、事業企画等を総合的に提案をいただくとともに、今回補正予算で議決いただいた事業費などについて、外部委員と市職員で構成する審査委員会を設置し、これらを総合的に評価し、事業者の選定を行いたいと考えております。

また、事業者の選定に当たりましては、今後の管理運営を踏まえ、経営についても豊富な経験や幅広い知識を有し、施設の施工についても実績と柔軟かつ高度な発想力や技術力を持つ事業者を広く公募をしていきたいと考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、例えば募集要項の中ではイベントとかいう具体的な話もございましたけれども、そこまで触れるのであれば、先ほど2番で申し上げたデメリットにかかわる部分、もともと市から先ほどの説明にもあったように各段階でのリスクについて細かく取り決めていく必要があるということをおっしゃっていますね。そういったものはここに盛り込まれていかないのか。

最初は協定でそういうのはやるのかなという気はしておりましたけれども、この募集要項の中でイベントという話も出てきましたので、そこまで要項の中に書くのであれば、募集要項あるいは審査基準の中でそういったデメリットの部分、あるいはそれぞれの段階におけるリスクについては一つ一つどうするんだということもある程度可能な限り明確にしていくということがよりよいのではないかとこのように考えます。

その点がどうなのかということとあわせて、この指定管理開始までの流れという表を見ますと、タイムスケジュールでいいますと募集要項、審査基準、仕様書等の公表が3月上旬から3月下旬というふうになっていますが、ということはこれらはもちろん補正予算の成立を受けてということでは矢印になっておりますが、いずれにしても一応成立したわけですから、この要項等についてはもう最終的に明確になっているわけですね。まだ一部これから変更していくとか、検討していくとかいうことではないだろうというふうに思うんです、今の段階で。そうすると、今申し上げたようなことがこれから入る余地があるのかないのかということも問題になってきますが、その点も含めていかがでしょうか。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

## ○産業建設部長（青木幹根君）

募集要項につきましては、当初のスケジュールでは3月補正議会で議決をいただいてから進める予定でしたが、まだまだその後調整したいこともございますので、現時点ではまだ正確には固まっておるわけではございませんが、ただおおむね方針はできている状況でございます。今言われましたように、細かいことについて、さっきイベントとか例を出されて言われたわけですが、そのあたりの地域貢献の部分につきましても、応募業者がそのあたりを明記するようにと、協力いただくようにというようなことにつきまして仕様書の中でうたっていきたいというふうに考えております。

[18番議員挙手]

## ○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

## ○18番（鵜飼静雄君）

これまでの織部の里にせよ桜交流ランドにせよ、そういった施設についてこれまでと全く違う方向に物事が進もうとしているわけですね。ですから、その始まりに当たってここまでというくらい一つ一つ細部について明確にしていくことが将来のためには必要ではないかというふうに思います。

それとあわせて、私が今回一番問題だというふうに思っていますのは、地方創生拠点整備交付金を受けて事業を行うと、それはいいでしょう。議会にこのことを報告されたのは12月議会のときですね。でも、12月議会のときにはもう既に国に対してこの交付金の申請をしているわけですね。だから、申請をした、つまり市としてはこの方針で行くという最終的な決定をして国に申請をする。その後我々は聞くということは、単なる通達か、通知か、報告でしかないわけですね。だから、そういうやり方がどうなのかということを私は一番問題にしています。

DBOがいいか悪いかというのはそれぞれの思いがあって、単純にここで言うつもりはありません。ただ、物事の進め方としては、やはり議会の意見も聞きながら市としての最終的な方針を決めていくというのが当然の流れだと思うんですね。そここのところを踏み外してほしくないというのが、今回この問題を取り上げた最大の原因です。だから、今からでも我々の意見、市民の意見、特に根尾地域のこれにかかわる人たちのいろいろな思いもしっかりと受けとめながら最終的な方向づけをしていくということを要請して、この問題については終わります。

では、3番目であります。

3番目は、総合的な相談窓口の設置をということをこれまでも申し上げてまいりましたが、25年の9月議会でこの問題も取り上げました。今度の予算で子どもの貧困の実態調査をする予算が組まれています。

子どもの貧困というのは、今非常に大きな社会問題になっています。厚生労働省の子どもの貧困対策法の概要というのを見ますと、平成21年度現在で子どもの貧困率、これは相対的貧困率、絶対的貧困率いろいろありますので、そのことは置いておきまして、とりあえず子どもの貧困率は平成21年で15.7%、すなわち6人に1人の子どもが貧困状態にあるというふうに言われています。さ

らに、ひとり親世帯などにおける貧困率は、同じく平成21年現在50.8%というふうに言われています。本当に、この日本でそういった貧困ということがこれほど問題になっているということが、なかなか信じられないような事態が生まれています。

このことを受けて子どもの貧困対策法というのができ、それに対する実態調査等も始めていく、それをもとに対策の計画を国や都道府県がつくるということになっております。市は義務化はされておられませんけれども、今度の実態調査を踏まえてそういった計画まで進むといいなというふうに思います。

この問題をまず最初に申し上げたのは、子どもの貧困というのは子ども自体が貧困ということではなくて、その家庭環境がそうだとすることなんです。すなわち、今の日本の社会の中で格差が確実にどんどん広がってきているという、その一つのあらわれだというふうに思わざるを得ません。

そう考えたときに、税にしても、いろんな各種料金にしても滞納がふえているというのもその一つの結果だろうというふうに思います。そうしたときに、例えば税の滞納をする、あるいはせざるを得ない、そういったときに、そういった人たちにどう対応していくのか。税金を払いなさいよと言っているだけで本当にいいのかどうなのかということが今問われているというふうに思います。

したがって、そういった困った人たちがいるときに、市として例えば総務部だけではなく、健康福祉部だけでなく、それぞれの部署だけでなく、全体としてその人をフォローしていく、寄り添っていくという体制づくりが必要ではないかということで、25年にこの問題を取り上げたわけであります。

そのときに、全国でも非常に進んだ例として、滋賀県の野洲市の例を申し上げました。最終的に当時の総務部長は、野洲市の例をぜひ研究していきたいというふうに述べて当時は終わっています。それからもう何年かたちましたが、市としてこの問題についてどのような研究をされたか、あるいは野洲市を研究していくという答弁がございましたけれども、その点についてどういうふうに進んできたのか、まずお伺いいたします。

#### ○議長（上谷政明君）

ただいまの質問に対する答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

#### ○総務部長（岡崎 誠君）

総合的な市民生活相談体制につきましては、平成25年9月の一般質問におきまして、議員から滋賀県野洲市の生活困窮者の生活再建に積極的な取り組みを御紹介いただき、この事例を引き続き研究してまいりますと御答弁させていただいたところでございます。

その後、26年4月、生活保護の一步手前にいる人を就労へと導く理念のもと、生活困窮者自立支援法が施行されましたが、多くの自治体等で具体的運用に戸惑いを感じているところでございます。

野洲市におきましては、法施行前から自然災害や病気、失業、離婚、さらには日常生活の消費に伴うトラブルなど社会的要因によりまして生活が立ち行かなくなった市民に対して、生活の困り事を解決する支援対策を進め、問題を個々に対応するのではなく、相互関係を把握し、一体的な解決

を目指して相談窓口を核として公共サービス、専門家、地域社会の総合力を効果的に発揮できる仕組みづくりに取り組み、昨年の10月に野洲市くらし支えあい条例が施行されたところでございます。

この条例では、生活困窮には強引な訪問販売など消費トラブルが一因であることから、訪問販売を登録制にして悪質業者を排除するとともに、行政組織を挙げて多重債務に陥った市民の発見に力を注ぐこと、また弁護士や司法書士等専門的知見から支援する支援調整会議や、支援を総合的に行うため、市の全ての組織に属する職員で構成する市民生活総合支援推進委員会の設置が規定されております。

本市におきましては、生活安全対策監を設置し訪問販売等の消費生活相談を実施しているほか、税につきましては納税相談、市民の生活実態を把握しつつ、生活困窮に陥るような滞納整理は行わず、納税相談におきまして生活最低限度を把握することや、納税誓約による分納に努めておるところでございます。

なお、現在債権管理条例の制定に向け、債権管理適正化を図るためのワーキングチームを立ち上げて進めているところでございますが、市民生活での困り事を解決し、自立を促し、生活再建に向けた支援を行うことは市の役割でありますことから、包括的、持続的に支え合う仕組みづくりは重要であると考えております。

しかし、課税の公平の原則や個人情報等の守秘義務等の課題もございます。いずれにいたしましても、この野洲市の条例は昨年施行されたものでもございますので、その成果等を十分に注視し、総合相談窓口等の体制整備につきましても、引き続き十分に検討してまいりたいと考えております。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

野洲市の例をいろいろ述べていただきまして、その点についてはありがとうございます。私が述べるまでもございませんでしたので。

ただ、今部長からも話がありました債権管理条例、これについて野洲市の市長やあるいは担当の人の発言を少し紹介させていただきたいと思います。

このように発言をされています。税金を納めてもらう以前に、市民の生活が健全でなければならない。市民の生活を壊してまで滞納整理をするのは本末転倒。生活を壊さず、納付してもらうのは原理原則というふうに市長が述べています。また、担当の課長補佐、これは女性ですけども、20年ぐらい前に一度会ったことが私もあると思いますけれども、困難な状況を丸ごと受けとめ、心に寄り添って生活を支援するのが私たちの仕事というふうに言い切っています。

念のために申し上げておきますけれども、本巢市が非常に強引にやっておるとか、そういうつもりはないです。この近辺の、よそのどことは言いませんけれども、いろいろな市町と比べてみて、本巢市は緩やかに弾力的に対応されているというふうに私は認識しております。

ある市など等行きますと、本当に年金が入ったらすぐ差し押さえるとか、そういう強引なやり方

をしているところもあります、正直言って。そういったところと比べるとよくやってもらっているという面もありますけれども、ただそれで十分かというところではなくて、今野洲市の例で申し上げたように、生活をどうやって立て直していくか、その上で税金を払える、いろいろな料金を払えるような状況に持っていくというのが最善なんですね。簡単ではないですけども、そのための体制づくりはぜひ進めていってほしいというふうに思います。

先ほど部長が野洲市の状況を注視しながらそういった方向をさらに研究していくということで行われたので、今回はそういうことで終わっていきたいと思います。

では、4番目に参ります。

4番目は暴力の追放に関する問題であります。これについて、平成19年の12月議会において、暴力追放都市宣言の決議を可決いたしました。19年ですので、今ちょうど10年目を迎えているということになります。

この間さまざまな取り組みはされてきたというふうに思いますが、どういう取り組みをしてきたのかということと同時に、10年目という節目についてどういうふうに今後考えていかれるのか、その点についての方針を伺います。

#### ○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

#### ○総務部長（岡崎 誠君）

それでは、御質問の暴力追放に関する取り組みについてお答えさせていただきます。

平成20年の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正により、地方公共団体の暴力団排除活動促進の責務が明記され、県においても平成23年4月に岐阜県暴力団排除条例が施行されました。本市におきましては、平成19年12月議会におきまして、暴力追放都市宣言が決議されたことに伴いまして、平成22年7月に本巣市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意を北方警察署と締結し、この合意に基づき本巣市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱を施行しております。

これにより、平成24年2月及び本年2月に暴力団排除措置対象法人に対し指名停止措置をしたところでございます。また、県や関係機関等との連携協力によりまして、暴力団排除の取り組みを促進するため、本巣市暴力団排除条例を制定し、平成24年7月1日より施行しているところでございます。

また、本巣市生活安全推進協議会におきまして、暴力団に対する3ない運動、恐れない、金を出さない、利用しない、プラスワン交際しないを周知するほか、瑞穂、本巣、北方地区暴力追放大会を開催し、市民のほか各種団体法人等に同様の周知をし、情報共有にも努めているところでございます。

市職員の体制づくりとしましては、課長級職員に必要な講習を受講させることにより、不当要求責任者として選任し、暴力団等による不当な要求による被害の防止に努めているところでもござい

ます。

今後とも、広報もとすやホームページでの啓発、各種協議会での周知等を初め、職員の講習受講を行うなど、暴力追放都市宣言の趣旨でもあります暴力追放機運の高揚と、暴力のないまちの実現を推進してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この間の大まかな取り組みをお伺いいたしました。

最初に申し上げたように、ちょうど10年目というこの節目に当たって、特に新年度においてはこういったことについては力を入れていきたいというのはございますか。先ほどの中で課長級の職員云々という、そういう暴力追放の機運をさらに高めていきたいということは言われましたけれども、特にこの10年、一つの節目に当たって、こういう取り組みをさらに進めていきたいというようなことがありましたらお伺いしたいということと、それともう一つ、よく注意しなければならないのは、暴力追放という場合に、単に肉体的な暴力を指すばかりではないですね。例えば子どものいじめの問題についても、肉体的ないじめをする場合と精神的ないじめをする場合とありますね。それとも暴力なんですね。だからそういった観点に立って、市民とどう手を取り合って暴力を追放していくかということが鍵になってくると思うんですが、そういった点について、新年度、特にこうした点に力を入れていきたいというようなことがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

10年目の節目ということで、新年度にどういうことを重点に取り組んでいくかということのお尋ねであります。

暴力追放都市宣言を決議いただきまして、市民、行政、事業者等一体となり暴力追放の機運を高め、暴力のない明るく安心して暮らせるまちを実現するためにということで、広報等で特集等を組んでPRしていくとともに、先ほども申されました精神的な暴力とかいろいろありますので、そちらの方面もあわせて特集記事ということで広報等に十分市民に周知をしてまいりたいと考えます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

別にお金がそう必要なものでもありませんので、ぜひいろんな多様なことを考えてほしいというふうに思います。

19年には暴力追放都市宣言決議をし、その後22年の6月には市議会における暴力追放に関する決

議というものも行いました。この中では暴力及び暴力的言動を追放しということで、先ほど申し上げたようなことが含まれています。そのときに私は賛成討論をしたわけでありませけれども、その中で今年度になってから、これは平成22年度ということでありませけれども、本年度になってから最高裁において決着を見た事件がありまして、そうしたことも踏まえてやっぱり議会として襟を正す必要があるということで賛成討論を行いました。

これは議会のほうですので、これについて答弁を求めるとかいうことはありませんけれども、この議会における暴力追放の中で重視されたことの一つは、市民と機を一にして暴力追放に取り組んでいこうということなんですね。だから、行政、議会、市民みんなが一体となって取り組んでいくことが必要だということを改めて強調して終わりたいと思います。以上です。

**○議長（上谷政明君）**

続きまして、1番 堀部好秀君の発言を許可します。

1番 堀部好秀君。

**○1番（堀部好秀君）**

2日間の代表質問、一般質問の最後ということで、皆さんお疲れだと思いますので、早速、通告書に従って質問に入らせていただきます。

1つ目としまして、使用料等の滞納についてお聞きします。

市の歳入財源としまして、利用料や使用料、分担金などがありますけど、これの繰り越し滞納額が年々増加傾向にあり、平成26年度には900万円以上、通告書には28年度と書きましたが訂正します、27年度には1,300万円を超えるという報告がされております。

滞納額の大きな要因としましては、下水道関係で農業集落排水、公共下水道の分担金や使用料で、平成27年度の繰り越し滞納額が780万円以上になっております。ほかにも学校給食費、給水使用料などが大きく、平成28年度へは繰越合計額が8,000万円を超えるという大きな金額となっており、市の財政にも影響があるのではないかと懸念をしております。

滞納額の中身を見てみますと、年々滞納額が発生し積み重なっていくもの、または農業費分担金や加算金過料など、ある年に発生してそれから数年たっても回収できていないものといろいろあると思いますが、滞納者によっては何らかの事情によりとりあえず今は払うことができない人がいるかもしれませんが、多くの人は支払い能力がある人だと思っております。

同じ行政サービスを受けて、払う人、払わない人がいるというのは不公平になりますし、市の事業にも影響が出てくると思っておりますので、こういった滞納者に対してそれぞれの担当課での法的対応、時効や対応措置についてどのようなものがあるのか、どのようなことができるのかお聞きします。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

**○総務部長（岡崎 誠君）**

御質問の利用料や使用料の滞納に対し法的措置はについてお答えさせていただきます。

公法上の収入に係る債権につきましては、強制徴収できる債権と強制徴収できない債権に分類することができます。強制徴収可能債権といたしましては、保育料負担金、道路使用料、占用料、農業集落排水事業分担金等になります。強制徴収不能債権といたしましては、幼稚園使用料、住宅使用料、雇用促進住宅駐車場使用料、農業集落排水施設使用料、学校給食費、水道料金等になり、私法上の債権に分類され、法律で強制徴収をすることができる旨の定めがないものでありまして、強制徴収をすることができず、通常の民事訴訟の手續、強制執行によることになります。

また、消滅時効につきましては、私法上の債権は原則10年、民法167条第1項ですが、2年の短期消滅時効といたしましては、民法第172条、173条が適用される学校給食費、水道料金になりますが、債権の種類によりまして消滅時効の期間も変わってきます。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

それぞれの担当課、滞納項目によってとれる行為や法律が違うようですけど、私が以前受けた研修では、税金は比較的市民の方は払わなきゃいけないという意識もあり、また税務課の職員の方も徴収することになれているし、強制執行もできる。ですが、そのほかの費用につきましては、担当課では徴収になれていない職員が多く、大変苦勞しているというふうにお聞きしました。

本巢市に当てはまるのかどうかわかりませんが、それぞれの担当課で徴収方法、頻度など、どう対応しているのかお聞きします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

滞納者の徴収方法についてお答えさせていただきます。

滞納者への徴収方法は、納期限が経過した後、督促状を発送しております。また、督促状を発送しても納付されない方につきましては、催告書、未納のお知らせを発送するとともに、電話催告、臨戸自宅訪問をして、それぞれの担当課において実施しております。

請求頻度につきましては、納期限後20日以内に督促状の発送、年度末等に催告書、未納のお知らせを発送しておりますとともに、電話催告、臨戸訪問を不定期にそれぞれの担当課で実施しております。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

私もいろんな団体や会で集金をしたことがありますけど、留守で何回もお邪魔しなきゃいけないとか、また払ってもらうためにる説明しなければいけないという経験もあり、大変な作業だなというふうに思っております。

それぞれの担当課において段階を踏んで何回も催促し、きのうも職員の残業についての質問がありました。夜に訪問すれば残業にもなりますし、手間的にも精神的にも大変なことだなあというふうに思います。

こういった滞納者に対して、弁護士に依頼しているところがあります。滞納項目全てを依頼しているというわけではなくて、例えば給食費や水道使用料を依頼して、一定の成果を上げているところがあります。

神奈川県湯河原町では、水道料金、温泉使用料金の債権額6,800万円のうち約1,000万を弁護士に依頼し、31%を回収し、それ以外に支払いの分割での合意ができたのが39.2%、合わせまして70.2%と700万円以上を回収でき、かなりの効果があったというふうに報告されております。また、職員の精神的苦痛の軽減にも大きな効果があったというふうにも報告をされております。

また、兵庫県明石市では弁護士の方を職員として雇用し、市民の個人の請求権を市が買い取ってかわりに請求しているというところまであります。

それだけ高い回収能力が弁護士には期待できるということだと思っておりますけど、本巢市は滞納者への徴収方法として弁護士に依頼するというのを考えたことがあるんでしょうか。また、なければ考えてはどうでしょうか。お聞きします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

弁護士に徴収を依頼する自治体があるが、本巢市は検討しているかの御質問にお答えさせていただきます。

地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権以外の未収債権につきましては、回収不能時の対応が明確化されておらず、それぞれの各所各部署の対応に委ねられており、議員御指摘のとおり年々増加傾向にあります。

こうしましたことから、市として統一した方針のもと、債権を適正に管理するとともに、担当職員が共通の認識を持って事務の執行に当たれるように、昨年9月にワーキンググループを立ち上げまして、債権管理の現状と課題を整理しているところであります。

議員御提案の弁護士に徴収を依頼することにつきましても、職員が知らない手続、裁判上の細かい手続を専門家である弁護士に任せることにより、職員の精神的負担軽減等にもつながることから、市の顧問弁護士を有効に活用して債権を管理できる方法を今後検討してまいりたいと考えておりま

す。

〔1 番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1 番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

ワーキンググループを立ち上げ、共通認識のもと徴収に当たる、また顧問弁護士を有効活用していくということで、非常に前向きに取り組んでいくんだなあとということをお聞きし、大変いいことだと思っております。

弁護士に依頼している自治体を見ますと、大体成功報酬で費用を算出しており、さきの湯河原町でも約700万の徴収額に対し、82万円の支払いをしたということで、これは一例でありまして、実際に幾らかかるのかはわかりませんが、職員が対応してもその時間には費用がかかりますし、弁護士なら法的に的確な対応が期待できます。

また、余分に費用をかけてでも本巢市は徴収するんだという強い姿勢を見せることが市民のモラルを上げ、将来的には滞納する人が減少することが期待できると思っております。こういった正しいスパイラルを築ければ、多少費用がかかっても市民のモラルを上げるための投資と言えなくもありません。

ぜひ、いろんな可能性を試して健全財政、また公正公平のために今後も尽力していただくことを期待してこの質問を終わります。

それでは続きまして、真桑文楽の世界遺産登録についてお聞きをいたします。

ことし1月に岐阜県知事選挙が行われ、この地域でも、そのときは知事候補者というか、古田知事のお話を聞く機会がありました。その中で知事がおっしゃったのは、数年先になるかとは思いますが、本巢市の真桑文楽をユネスコが行っている世界遺産に登録したいというふうにおっしゃっておみえでした。

真桑文楽は今さら私が言うまでもなく、真桑用水の利水権のために尽力した福田源七郎氏をたたえて行ったのが始まりとされ、300年以上も続く伝統芸能であり、毎年春分の日には本郷地区の物部神社にて上演され、国の重要無形民俗文化財に指定されています。

ちょうど来週の日曜日の夜に試楽が行われ、翌日の月曜日、春分の日には本楽が行われることは既に広く市民の皆さんが知っておられることとは思いますが、この伝統ある真桑文楽が世界遺産に登録されれば世界中に知れ渡ることになり、さらに重要な文化資源、観光資源となることは間違いないと思っております。

知事のお話では、今県では多くのユダヤ人を救った杉原千畝氏の文書記録などが世界記憶遺産候補になっておいて、まだ世界遺産にはなっていないんですけど、登録候補になったという報道だけで、既に多くの観光客が八百津町を訪れていることをおっしゃっておられました。

また、真桑文楽を数年先になるとは思うけど世界遺産候補にしたい、そして数年先の順番を少し

でも前に持ってこれるように今努力しているところだというふうにもおっしゃっておられました。もしかしたら、私が勝手に思うだけですけど、地元で盛り上がるのがその順番を早める要因の一つになるのかなというふうにも思っております。

昨年、18府県で33の山・鉾・屋台行事が世界無形文化遺産に登録され、岐阜県でも高山市や飛騨市に加え、大垣市の軸行事が登録されました。また、先月国は仮面・仮装の神々ということで、秋田のなまはげなど、7県の8行事を一括登録申請したというふうに報じられております。ユネスコの世界無形文化遺産登録には、日本で行っている似たような伝統行事を一括に申請しているようです。もしかしたら、近い将来、日本中の文楽が一括に登録申請されるのかもしれませんが。そのときに真桑文楽が漏れないように、地元として大きな声を上げていく必要があるのではないかとというふうに思っております。

とにかく杉原千畝氏の登録報道を考えると、地元が真桑文楽を世界遺産にと盛り上がることは悪いことだとはいうふうには思いませんが、市長は保存会の会長も務められております。また、あのときの知事のお話も聞いておられたと思いますが、真桑文楽の世界遺産登録に対しまして、市の取り組みが考えられればお聞かせをお願いします。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、真桑文楽の世界遺産登録についての御質問にお答えを申し上げます。

この2日間にわたります一般質問の一番最後のトリの御質問で、しかもなおかつこの中で大変夢のあるお話を最後に取り上げていただきまして、本当にありがとうございます。

先ほども堀部議員からお話がありましたように、私もこの耳でお話もお聞きをいたしました。真桑文楽のそういう話を聞いた一人でもございます。

釈迦に説法になるかもわかりませんが、少しお話を申し上げますけれども、ユネスコ無形文化遺産への登録というのは、国の関係機関が選考いたしまして、日本政府がユネスコに推薦書を提出され、その後ユネスコ世界遺産委員会で登録の可否が審議されるということでありまして、それぞれ地元の市が直接いろんなことを発表できる云々じゃなくて、そういう意思を大きくも反映させることはできません。これはやっぱり政府が申請するというふうになっていますのでありますけど、その前段階で県から国の今の関係機関へ申請をするという手続が行われるわけでございます。

県内では今現在、岐阜県においては先ほど議員のほうからお話がありましたように、杉原千畝さんのリストが、ユネスコの世界記憶遺産の登録に向けて国内委員会への申請が岐阜県で行われたということは承知しているところでもございます。

そういったことで、本巣市にあります真桑人形浄瑠璃、300年以上の歴史を誇って、国指定の重要無形民俗文化財ということで指定をされております。私もお聞きしましたし、今回御質問がある

ということで、県のほうへ現在どういう状況だろうなということでお尋ねをしたところ、現時点ではこういったお話があったような真桑文楽が次の登録候補になっているかどうかという、そういうことも確認もできないと。県としてもまだそれはわからないというお話でございますし、また県としてユネスコ無形文化財遺産へ登録に向けた国内委員会への申請手続の動きもまだ現時点ではされていない状況ということでもございます。これはあくまでも現時点でお尋ねした時点での話でございますので、先ほど来お話がありましたような、岐阜県のトップの方の頭の中には、どこかでいろんな情報を仕入れて動きのことが確認をされているのかもわかりませんが、公式ルートでのお話をお聞きした時点では、現時点ではそういう動きは今のところはないよと、今のところは杉原千畝さんのユネスコの世界記憶遺産登録に向けての活動に一生懸命ですというお話のようでございます。

真桑人形浄瑠璃というのは、先ほど来お話しでございますように、長年受け継がれてきました日本の古典芸能でございます。そういうことで、今現在本郷地区の皆さん方が中心になってやっていただいておりますけれども、現在一番の悩みというのが、こういった伝統文化に共通する悩みでございますけれども、地域が高齢化する、また後継者がどんどん不足しているということで、これをずっとこれからも50年、100年まだ続けていくということになってくると、なかなか多くの課題もあるということでございます。ということから、とりあえず今の時点は世界遺産の登録という動向で、そういうことを余り考えなくても、市では一生懸命、いい文化遺産はこれからもしっかりと皆さん方の連携をしながら、また保存会の皆さんとも連携をしながら伝統文化の保全活動というのをしっかりやっていかなければいけないということでは思っております。

引き続き、こういった継承していただける担い手づくりに積極的に取り組んで、多くの方々に真桑人形浄瑠璃を身近に感じていただいて、これからも真桑文楽をみんなで地域を超えて保護保存していこうじゃないかと、こういう歴史のあるいいものはみんなでやっていこうじゃないかという機運を盛り上げるような活動をしていきたいと思っておりますし、そうした行動に対してこれからも引き続き市としても支援を援助してまいりたいというふうに考えております。

今、お話したことが本当に世界遺産の候補にもしなり得ると、そしてまた近いうちにそういうことができるということであれば、大変我々としてもありがたいことではありますし、またそれに向かって一生懸命機運を盛り上げ、一つの本巢市の大きな宝がふえるわけではありますので、そんなことになればいいかなという思いをしながら、今回の御質問にお答えをさせていただいております。

いずれにいたしましても、これから夢のあると言ったらいいかもしれませんが、その実現に向けてもできることがあればぜひ一生懸命皆さんとお力を合わせて取り組んでいきたいなというふうな気持ちは思っております。よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

## ○1番（堀部好秀君）

知事は頭の中のことをおっしゃったのかもしれませんが、300人以上の方があの場でその話をお聞きして、後で話をしている、真桑文楽が世界遺産規模のレベルの文楽なんやなということをご皆さん結構期待してみえたんですよ。

市のほうからもちろんユネスコに申し込むものでもないし、県が国に働きかけて申し込むというその手順もあるだろうなということはもちろんわかっておりますけど、いずれにしてもこの真桑文楽が、もし将来的に県が国に交付申請をして、そのときに漏れないように、地元として目指せ世界遺産というぐらいのキャッチフレーズを上げて行っていてもいいのかなというふうに思っております。

また、本巢市にはもう一つ、根尾の能・狂言が国の無形民俗文化財になっております。前回、能郷白山の開基1,300年に触れましたけど、一説にはこのころからあったようにも言われておりますし、歴史は真桑文楽よりはるかに古く、また国の重要無形文化財になったのも真桑文楽より前です。

今、知事のお話、頭の中にもありませんでしたし、今もう影も形もないようなものかもしれませんが、もし将来的に真桑文楽も含めて日本中の文楽が世界遺産にということであれば、そのときにはぜひ能郷の能も入るように市として県のほうに働きかけをしてほしいなというふうに思っております。

それから、私の出身地である仏生寺においても、来週米かし祭りが行われます。19日日曜日の早朝に裸みこしが帰ってきまして、20日春分の日におみごくの奉納と神事が行われます。真桑用水と分かち合った席田用水の行事ですが、ぜひ市民の皆さんに見ていただきたいなというふうにPRをして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

### 散会の宣告

## ○議長（上谷政明君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月24日金曜日午前9時から本会議を開会しますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさんでした。御苦労さんでございました。

午後2時17分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員